

令和5年度
「犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査」
調査結果の概要

令和6年3月14日 茨城県 生活文化課

- 令和5年6月30日から12月15日にかけて、茨城県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）及び茨城県性暴力の根絶を目指す条例（以下「根絶条例」という。）並びに茨城県犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を踏まえ、国立・県立・市町村立・私立の①「小学校第5・6学年」、②「中学校」、③「高等学校」の全ての児童生徒（約20万人）及び④「社会人（①～③の児童生徒の保護者・教職員、県・市町村の行政職員や警察官、医師、弁護士、商工会・商工会議所連合会会員事業者の事業主・従業員等を含むその他の社会人）、大学生・短期大学生等」（約80万人）を対象として、犯罪被害者等を支援するための相談窓口や、茨城県犯罪被害者等支援条例、茨城県性暴力の根絶を目指す条例等の県民の認知度を把握し、その向上を図るための調査を実施。
- 調査は、①～④の区分別にアンケートの形式で行った。対象約20万人の児童生徒及び対象約80万人の社会人（大学生・短期大学生を含む）に対し、この調査が趣旨とするところについての広報が図られ、うち合わせて4万7,531件（①1万226件、②1万941件、③5,900件、④2万464件）の有効な回答を得た。

【調査概要】

対象	国立・県立・市町村立・私立の①「小学校第5・6学年」、②「中学校」、③「高等学校」の全ての児童生徒（約20万人）及び④「社会人（①～③の児童生徒の保護者・教職員、 <u>県・市町村の行政職員や警察官、医師、弁護士、商工会・商工会議所連合会会員事業者の事業主・従業員等を含むその他の社会人</u> ）、 <u>大学生・短期大学生等</u> 」（約80万人）
期間	令和5年6月30日 → 12月15日締切
回答件数	4万7,531件 (①1万226件、②1万941件、③5,900件、④2万464件)
質問内容 ①、②	問1、2 被害者等の現状、支援の必要性、二次被害 問3 被害に遭った際の対応 問4 相談窓口 計4問
質問内容 ③、④	問1、2 被害者等の現状、支援の必要性、二次被害 問3～7 支援条例、根絶条例、相談窓口 問8～10 1～7を知ったきっかけ、知らせるための手法、必要と考える支援 計10問

1 条例とその趣旨に関する事項の認知度

- 小学校第5・6年生・中学校・高等学校の児童生徒及び社会人（大学生・短期大学生を含む）を対象として「茨城県犯罪被害者等支援条例と茨城県性暴力の根絶を目指す条例の認知の状況」、「両条例が趣旨としているところに関する事項の認知の状況」を質問した結果、県内居住の人におけるそれぞれの認知度は次のとおりだった。

事項	小学校5・6年生	中学生	高校生	社会人
犯罪被害者等支援の必要性	48.9%	62.1%	61.8%	78.6%
二次的被害	39.6%	54.4%	59.7%	85.3%
茨城県犯罪被害者等支援条例			10.4%	12.0%
自分のからだが侵害された時の相談の必要性	67.2%			
性暴力にあった時の相談の必要性		68.0%		
性暴力の被害が心身に及ぼす影響			84.7%	95.3%
茨城県性暴力の根絶を目指す条例			9.5%	11.3%

- 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度は、社会人（大学生・短期大学生を含む）12.0%、高等学校の生徒10.4%であり、社会人（大学生・短期大学生を含む）が高等学校の生徒をわずかに上回った。
- 茨城県性暴力の根絶を目指す条例の認知度は、社会人（大学生・短期大学生を含む）11.3%、高等学校の生徒9.5%であり、社会人（大学生・短期大学生を含む）が高等学校の生徒をわずかに上回った。
- 一方で、社会人（大学生・短期大学生を含む）における犯罪被害者等支援の必要性についての認知度は78.6%、二次的被害についての認知度は85.3%、性暴力の被害が心身に及ぼす影響についての認知度は95.3%となる。

高等学校の生徒における犯罪被害者等支援の必要性についての認知度は61.8%、二次的被害についての認知度は59.7%、性暴力の被害が心身に及ぼす影響についての認知度は84.7%と、いずれも条例の認知度を大幅に上回る水準となっている。

- 社会人（大学生・短期大学生を含む）の数値は、小学生から高等学校の児童生徒の数値を上回る結果となった。
- 茨城県犯罪被害者等支援計画では、茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度を同計画に基づく取組の進捗を判断するための指標として定め、令和9年度までに30%に引き上げることを目標に設定している。

条例の趣旨に関する事項の認知はある程度進んでいる状況がうかがえるが、県全体で犯罪被害者等の支援の重要性がより認識されるよう、ま

た、犯罪被害者等への理解・関心がより深まるよう、引き続き条例の認知度の向上を図っていく必要があると考えられる。

2 相談窓口の認知度

- 小学校第5・6年生・中学校・高等学校の児童生徒及び、社会人（大学生・短期大学生を含む）を対象として、犯罪被害者等支援や性暴力被害者支援のための各相談機関・窓口の認知の状況を質問した結果、県内居住の人におけるそれぞれの認知度は次のとおりだった。

事項	小学校5・6年生	中学生	高校生	社会人
いばらき被害者支援センター	16.3%	12.1%	18.0%	17.0%
# 8 1 0 3（シャープハートさん）	15.3%	12.9%	10.4%	10.2%
# 8 8 9 1（はやくワンストップ）	13.6%	11.9%	10.6%	10.0%
（参考）子どもホットライン	78.4%	80.6%		

- 茨城県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体であり、本県の犯罪被害者等支援の専門機関である公益社団法人いばらき被害者支援センターの認知度は、小学校第5・6学年の児童で16.3%、中学校の生徒は12.1%、高等学校の生徒は18.0%、社会人（大学生・短期大学生を含む）は17.0%であった。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮ダイヤルであり、本県では茨城県警察本部性犯罪被害相談「勇気の電話」が相談を受け付ける# 8 1 0 3（シャープハートさん）の認知度は、小学校第5・6学年の児童で15.3%、中学校の生徒で12.9%、高等学校の生徒で10.4%、社会人（大学生・短期大学生を含む）で10.2%であった。

全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤルであり、本県では「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」が相談を受け付ける# 8 8 9 1（はやくワンストップ）の認知度は、小学校第5・6学年の児童で13.6%、中学校の生徒で11.9%、高等学校の生徒で10.6%、社会人（大学生・短期大学生を含む）で、10.0%であった。

- 茨城県犯罪被害者等支援計画では、これらの相談機関・窓口の認知度を犯罪被害者等支援の取組の進捗を判断するための指標として定め、令和9年度までに30%に引き上げることを目標として設定している。

犯罪被害者等支援の取組の活性化や犯罪被害者等の状況に応じた支援の充実、性犯罪・性暴力被害の潜在化の防止のため、引き続き相談機関・窓口の認知度の向上を図っていく必要があると考えられる。

3 施策ニーズに関する調査

- 小学校第5・6年生・中学校・高等学校の児童生徒及び、社会人（大学生・短期大学生を含む）を対象として有効と思う広報手法、必要と思う支援施策を選択式（複数回答可）で質問した結果、県内居住の人における上位の回答は次のとおりだった。

【社会人（大学生・短期大学生を含む）】〔有効と思う広報手法〕※選択式、複数選択可

	広報手法	回答率
1	授業で児童生徒に教えたり、保護者に知らせたりする（各種の配布物を含む）	71.6%
2	S N S（動画サイトを含む）を使った広報、キャンペーン	60.2%
3	県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙	41.1%
3	ポスターの掲示、チラシやリーフレットの設置	41.1%

【高等学校の生徒】〔有効と思う広報手法〕※選択式、複数選択可

	広報手法	回答率
1	S N S（動画サイトを含む）を使った広報、キャンペーン	62.9%
2	授業で児童生徒に教えたり、保護者に知らせたりする（各種の配布物を含む）	50.7%
3	県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙	36.9%

- 社会人（大学生・短期大学生を含む）において、有効と思う広報手法として最も選択されたのは「授業で児童生徒に教えたり、保護者に教えたりする」であり、回答率は71.6%だった。

その他の上位の回答では、「S N Sを使った広報、キャンペーン」が60.2%の回答率、「県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙」及び「ポスターの掲示、チラシやリーフレットの設置」が41.1%の回答率だった。

- 高等学校の生徒において、有効と思う広報手法として最も選択されたのは「S N Sを使った広報、キャンペーン」であり、回答率は62.9%だった。

その他の上位の回答では、「授業で児童生徒に教えたり、保護者に教えたりする」が50.7%の回答率、「県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙」が37.0%の回答率だった。

- 社会人（大学生・短期大学生を含む）、高等学校の生徒との比較では、順位の変動はあるも、上位3つの回答内容に変わりはなく、「S N Sを用いた広報」や「学校教育や、学校から保護者へ知らせる」ことが啓発手段として強く支持されている状況がうかがえる。

【社会人（大学生・短期大学生を含む）】〔必要と思う支援施策〕※選択式、複数選択可

	支援施策	回答率
1	こころやからだに負った被害についての医療的な支援	80.1%
2	色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置	74.6%
3	犯罪や性暴力についての社会に向けた広報や、学校での教育	58.8%

【高等学校の生徒】〔必要と思う支援施策〕※選択式、複数選択可

	支援施策	回答率
1	色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置	61.9%
2	こころやからだに負った被害についての医療的な支援	60.9%
3	犯罪や性暴力についての社会に向けた広報や、学校での教育	46.7%

- 社会人（大学生・短期大学生を含む）において、必要と思う支援施策として最も選択されたのは、「こころやからだに負った被害についての医療的な支援」であり、回答率は80.1%だった。その他の上位の回答では、「色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置」が74.6%、「犯罪や性暴力についての社会に向けた広報や、学校での教育」が58.8%であった。
- 高等学校の生徒において、必要と思う支援施策として最も選択されたのは、「色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置」であり、回答率は61.9%だった。その他の上位の回答では、「こころやからだに負った被害についての医療的な支援」が60.9%、「犯罪や性暴力についての社会に向けた広報や、学校での教育」が46.7%であった。
- 社会人（大学生・短期大学生を含む）、高等学校の生徒との比較では、順位の変動はあるも、上位3つの回答内容に変わりはなく、共通して、「医療機関との連携の推進」や、「色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置（ワンストップ支援体制の充実）」、「広報や学校教育の充実」などに特に力を入れて取り組んでいくことが県民ニーズに即した施策であることがうかがえる。

4 計画における目標達成のための指標

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和9年度)
茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	11.6%	30%
いばらき被害者支援センターの認知度	17.2%	30%
勇気の電話（#8103）、ワンストップ支援センター全国共通電話（#8891）等の性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度	14.3%	30%

**令和5年度「犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査」
結果報告（小学生・中学生・高校生）（詳細版）**

1. 概要

- ・ 令和5年6月30日から12月15日にかけて、茨城県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）及び茨城県性暴力の根絶を目指す条例（以下「根絶条例」という。）並びに茨城県犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を踏まえ、国立・県立・市町村立・私立の①小学校第5・6学年、②中学校、③高等学校の全ての児童生徒を対象として、支援条例・根絶条例や相談窓口等の認知度の把握・向上のための調査を実施。
（※茨城大学教育学部附属小学校及び中学校、茨城工業高等専門学校は、令和5年11月27日から12月15日に実施。）
- ・ ①・②：4問（窓口等）、③：10問（条例、窓口等）の3種類のアンケートについて、合計27,067件の回答を得た。

【調査概要】

対象	国立・県立・市町村立・私立の①小学校第5・6学年、②中学校、③高等学校の全ての児童生徒（約20万人）
期間	令和5年6月30日付け依頼 → 7月21日締切 令和5年11月27日付け依頼 → 12月15日締切
回答件数	27,067件（①：10,226件、②：10,941件、③：5,900件）
質問内容	①・②：相談窓口等4問 ③：支援条例、根絶条例、相談窓口等10問 ※児童生徒の発達段階に応じて3種類のアンケートを実施

2. 調査結果（小学生・中学生・高校生）

（1）小学校第5・6学年の児童（全4問）

- ・ 小学校第5・6学年（義務教育学校第5・6学年を含む）の児童を対象として、ウェブ回答によるアンケート調査を実施。
- ・ 学校を通じて回答用ページのURL・QRコードを配布。児童には、精神面での悪影響が生じない範囲で、任意の協力により回答するよう求めた。

回答者数

（単位：人）

区分	回答者総数	各設問の有効回答者数			
		問1	問2	問3	問4
県内居住	10,218	10,167	10,164	10,173	回答者 総数 に一致
男子	5,005	4,982	4,977	4,985	
女子	5,213	5,185	5,187	5,188	
県外居住	8	8	8	8	
計	10,226	10,175	10,172	10,181	

※居住地は、県内44市町村又は「茨城県外の市町村」から選択。未選択であったことにより居住地を把握できなかった児童552人は、県内居住とみなした。

※性別は、「男子」又は「女子」から選択。（未選択は不可）

※問4は、複数選択及び未選択が可能な問であるため、有効回答者数は回答者総数に一致するとみなした。

問1 犯罪にあつてこまっている人たちをささえなくてはいけないことについて

問1 テレビのニュースで見ると、たとえば、だれかが命をうばわれたり、けがを負わされたり、強盗におどされたりする犯罪にあつた時、本人や家族はこころやからだをささえずついで、苦しい思いをかかえることとなります。

こうした人たちのことを、わたしたちは社会全体でささえていく必要があります。わたしたちが住む茨城県には、人々がそうしたことを理解しなくてはならないというきまりもあります。(このような、県で作られたきまりのことを「条例」といいます。)

あなたは、犯罪にあつてこまっている人たちをささえなくてはいけないことについて、聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 聞いたことがある。
- ② 聞いたことがなかったけれど、このアンケートで知ることができた。

※読み仮名は省略。(以下も同じ)

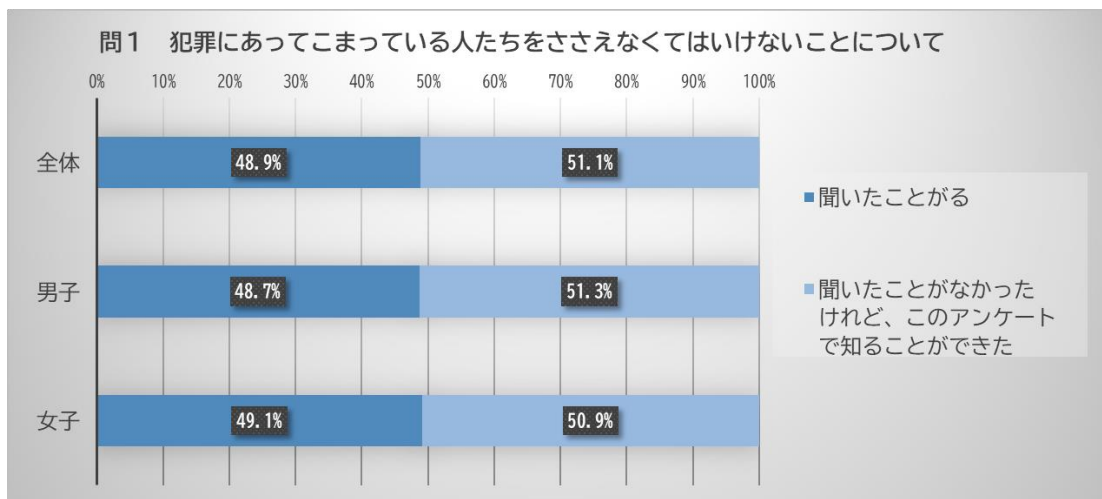
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	聞いたことがある	聞いたことがなかった
県内 居住	全体	10,167	4,968 (48.9%)	5,199 (51.1%)
	うち男子	4,982	2,424 (48.7%)	2,558 (51.3%)
	うち女子	5,185	2,544 (49.1%)	2,641 (50.9%)
県外居住		8	5 (62.5%)	3 (37.5%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「聞いたことがある」と答えた児童の割合は48.9%であり、「聞いたことがなかった」と答えた児童の割合51.1%をわずかに下回った。性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた児童の割合は男子48.7%に対し女子49.1%であり、女子が男子をわずかに上回った。

【図1-1】 小学校5・6年生対象アンケート問1の回答状況 (県内居住者)



問2 「二次的被害」について

問2 犯罪にあってこまっている人たちが、まわりの人の思いやりのない言葉や行動で、さらにきずついてしまうことがあります。このような問題のことを「二次的被害」といいます。

あなたが悲しくつらい時に、「あなたも悪い」と批判されたり、「がんばりなよ」「わすれた方がいい」とまるでかんたんなことのように言われたり、こまっていることを勝手に他人に言いふらされたりしたら、いやな気分になるはずですよ。

こまっている人の気持ちによりそうことが何より大事です。わたしたちは、「二次的被害」が起きないように気をつけなくてはなりません。このことも、茨城県の「条例」で決められています。

あなたは、「二次的被害」について、聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 聞いたことがある。
- ② 聞いたことがなかったけれど、このアンケートで知ることができた。

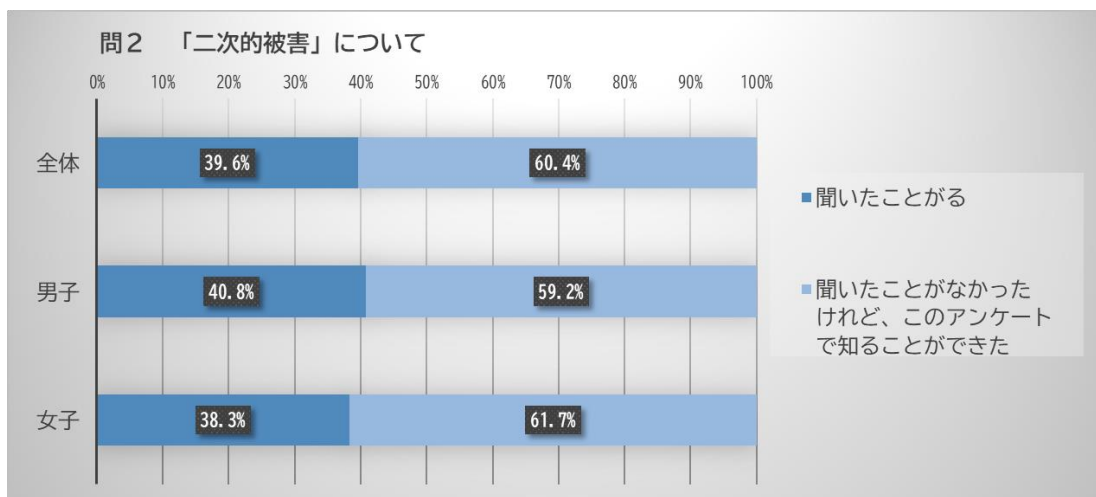
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	聞いたことがある	聞いたことがなかった
県内 居住	全体	10,164	4,020 (39.6%)	6,144 (60.4%)
	うち男子	4,977	2,031 (40.8%)	2,946 (59.2%)
	うち女子	5,187	1,989 (38.3%)	3,198 (61.7%)
県外居住		8	4 (50.0%)	4 (50.0%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「聞いたことがある」と答えた児童の割合は39.6%であり、「聞いたことがなかった」と答えた児童の割合60.4%を下回った。性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた児童の割合は男子40.8%、に対し女子38.3%であり、男子が女子をわずかに上回った。

【図1-2】 小学校5・6年生対象アンケート問2の回答状況（県内居住者）



問3 自分のからだが侵害された時にどうすべきかについて

問3 あなたのからだは、あなただけの大切なものです。特に男子でも女子でも「水着でかくれる部分」は自分だけの大切な所です。顔や口、服でかくれる部分も同じように大切な所です。

あなたの気持ちに反して、さわられたり見られたりして自分のからだをほかの人から侵害されそうになったら、相手に「いやだ」と言ってもいいのです。すぐにその場をはなれて、安心できる大人や、専門の窓口にご相談しましょう。

あなたは、あなたの気持ちに反して自分のからだを侵害された時は、安心できる大人などに相談すべきであることについて、聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 聞いたことがある。
- ② 聞いたことがなかったけれど、このアンケートで知ることができた。

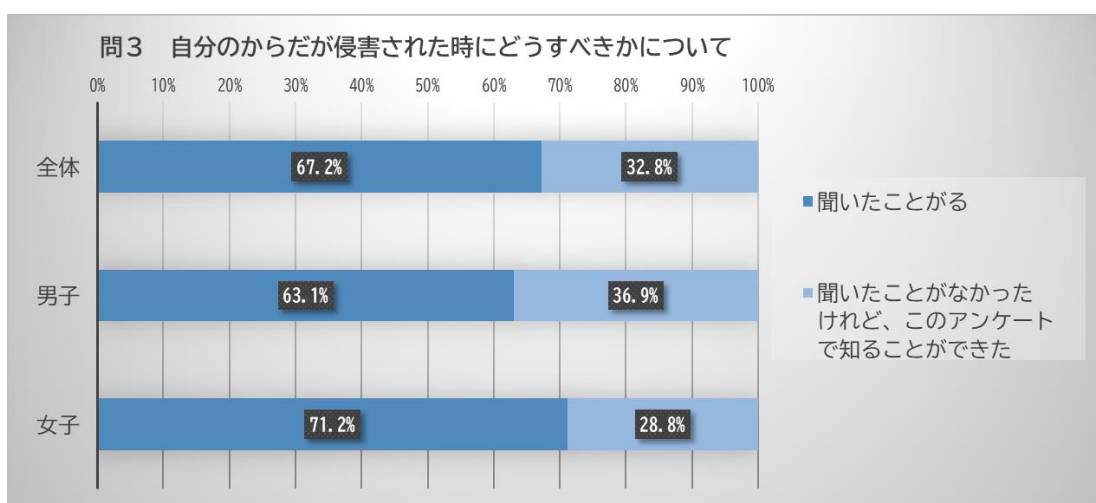
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	聞いたことがある	聞いたことがなかった
県内 居住	全体	10,173	6,840 (67.2%)	3,333 (32.8%)
	うち男子	4,985	3,144 (63.1%)	1,841 (36.9%)
	うち女子	5,188	3,696 (71.2%)	1,492 (28.8%)
県外居住		8	7 (87.5%)	1 (12.5%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「聞いたことがある」と答えた児童の割合は67.2%であり、「聞いたことがなかった」と答えた児童の割合32.8%を上回った。性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた児童の割合は男子63.1%に対し女子71.2%であり、女子が男子を上回った。

【図1-3】小学校5・6年生対象アンケート問3の回答状況（県内居住者）



問4 こまっている人をささえる相談の窓口について

問4 もしもあなたが犯罪などにあつてこまってしまった時は、ひとりでかかえこまずに、安心できる大人に打ち明けて相談してみましょう。自分のなやみを犯罪と言つていいのかなど分からなくてもだいじょうぶです。

茨城県には、あなたがこまっている時に相談を聞いてくれて、あなたをささえたり助けたりする専門の窓口もあります。あなたは、次の窓口のことを聞いたことがありますか？ 聞いたことがあると思うものをいくつでも選んでください。（今は必要でなかったとしても、こうした窓口があることを知っていてください。）

答えの選択肢

- ① 子どもホットライン【いじめ、不登校、友人関係などのなやみについての子ども専用の相談電話】
- ② いじめ・体罰解消サポートセンター【いじめなどの学校生活の様々ななやみについての相談メール】
- ③ いばらき被害者支援センター【犯罪にあつてこまっている人のための機関】
- ④ 全国共通「#8891」(はやくワストップ)【自分だけの大切な所を侵害されてしまった人のための相談電話】
- ⑤ 全国共通「#8103」(ハートさん)【自分だけの大切な所を侵害されてしまった人のための警察の相談電話】
- ⑥ いばらき虐待ホットライン【子どもの虐待についての相談電話】
- ⑦ 親子のための相談LINE【子どもの虐待、親子関係についての相談LINE】
- ⑧ 茨城県警察本部少年サポートセンター【だれかから暴行されたりおどされたりしていることなどについての相談電話】
- ⑨ 近くの警察署(県内27か所)【いま実際に犯罪にまきこまれていることについての通報や相談】

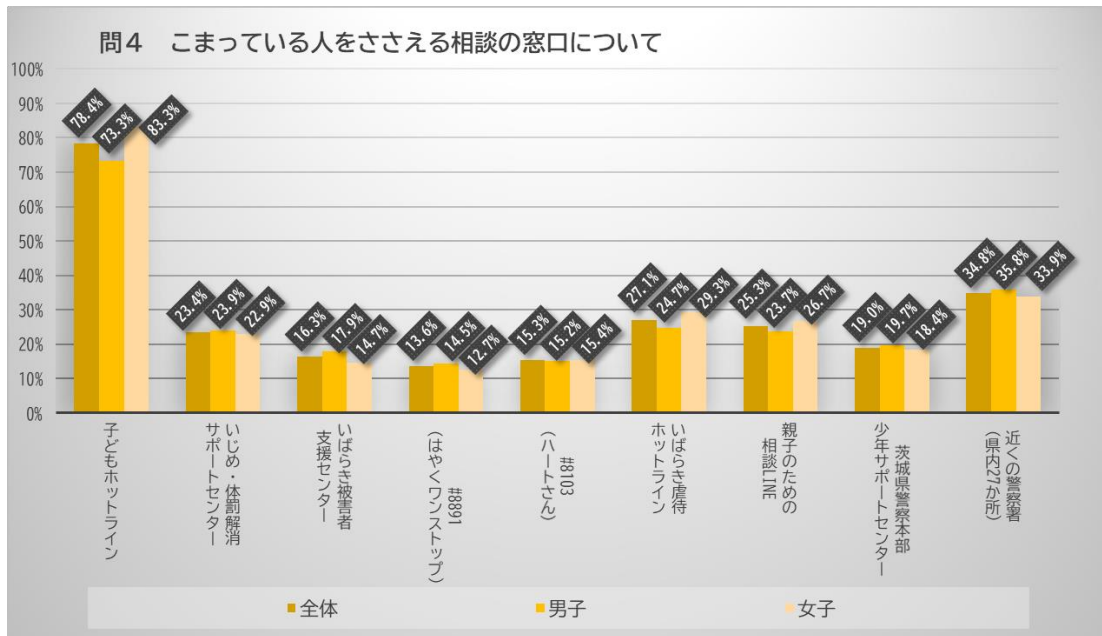
回答状況

(単位：人)

区分	県内居住			県外居住
	全体	うち男子	うち女子	
有効回答者	10,218	5,005	5,213	7
子どもホットライン	8,008 (78.4%)	3,668 (73.3%)	4,340 (83.3%)	4
いじめ・体罰解消サポートセンター	2,394 (23.4%)	1,198 (23.9%)	1,196 (22.9%)	3
いばらき被害者支援センター	1,664 (16.3%)	897 (17.9%)	767 (14.7%)	4
全国共通「#8891」(はやくワストップ)	1,389 (13.6%)	727 (14.5%)	662 (12.7%)	1
全国共通「#8103」(ハートさん)	1,563 (15.3%)	760 (15.2%)	803 (15.4%)	3
いばらき虐待ホットライン	2,768 (27.1%)	1,238 (24.7%)	1,530 (29.3%)	3
親子のための相談LINE	2,581 (25.3%)	1,187 (23.7%)	1,394 (26.7%)	3
茨城県警察本部少年サポートセンター	1,944 (19.0%)	985 (19.7%)	959 (18.4%)	3
近くの警察署(県内27か所)	3,559 (34.8%)	1,790 (35.8%)	1,769 (33.9%)	2

- 有効な回答を得た県内居住者のうち聞いたことがある児童の割合が約3割以上(25%以上)に達した窓口は、高い方から順に「子どもホットライン」78.4% (男子73.3%、女子83.3%)、「近くの警察署」34.8%(男子35.8%、女子33.9%)、「いばらき虐待ホットライン」27.1%(男子24.7%、女子29.3%)、「親子のための相談LINE」25.3%(男子23.7%、女子26.7%)の4つであった。一方、支援計画において令和9年度までに認知度30%以上を目標とした各窓口については、「いばらき被害者支援センター」は16.3%(男子17.9%、女子14.7%)、「#8891(はやくワンストップ)」は13.6%(男子14.5%、女子12.7%)、「#8103(ハートさん)」は15.3%(男子15.2%、女子15.4%)であり、いずれも2割未満の水準にとどまった。

【図1-4】小学校5・6年生対象アンケート問4の回答状況(県内居住者)



(2) 中学校の生徒 (全4問)

- ・ 中学校 (義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む) の生徒を対象として、ウェブ回答によるアンケート調査を実施。
- ・ 学校を通じて回答用ページのURL・QRコードを配布。生徒には、精神面での悪影響が生じない範囲で、任意の協力により回答するよう求めた。

回答者数

(単位: 人)

区分	回答者総数	各設問の有効回答者数			
		問1	問2	問3	問4
県内居住	10,927	10,898	10,901	10,902	回答者 総数 に一致
男子	5,285	5,266	5,266	5,277	
女子	5,642	5,632	5,635	5,625	
県外居住	14	13	13	13	
計	10,941	10,911	10,914	10,915	

※居住地は、県内44市町村又は「茨城県外の市町村」から選択。未選択であったことにより居住地を把握できなかった生徒481人は、県内居住とみなした。

※性別は、「男子」又は「女子」から選択。(未選択は不可)

※問4は、複数選択及び未選択が可能な問であるため、有効回答者数は回答者総数に一致するとみなした。

問1 犯罪で傷ついた人たちを支えなくてはいけないことについて

問1 テレビのニュースで見ると、たとえば、だれかが命をうばわれたり、けがを負わされたり、強盗におどされたり、無理やり性的なことをされたりする犯罪にあった時、本人や家族はこころやからだの痛みについて、苦しい思いをかかえることになります。

こうした人たちのことを、わたしたちは社会全体で支えていく必要があります。わたしたちが暮らす茨城県には、人々がそうしたことを理解しなくてはならないというきまりもあります。(このような、県で作られたきまりのことを「条例」といいます。)

あなたは、犯罪で傷ついた人たちを支えなくてはいけないことについて、聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 聞いたことがある。
- ② 聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

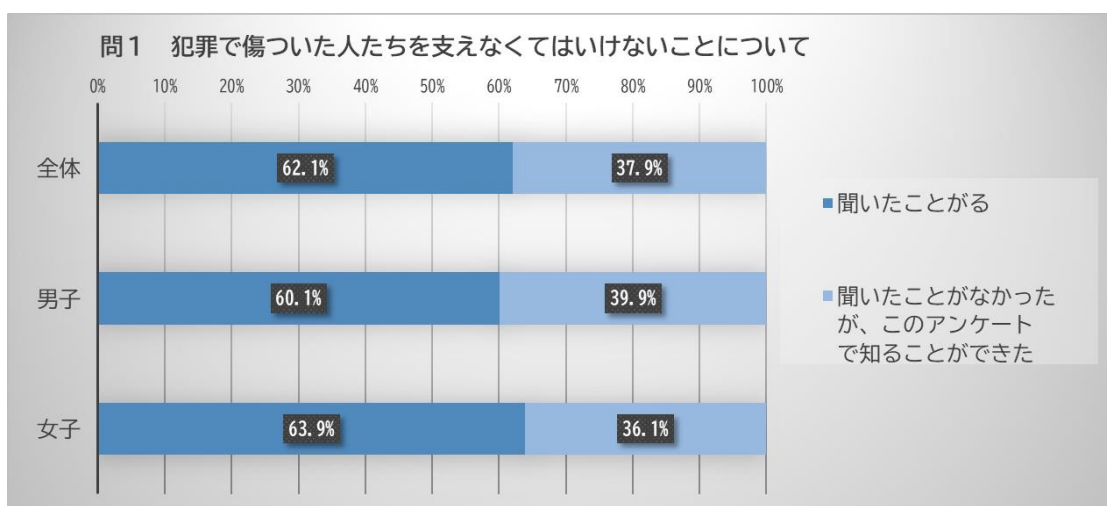
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	聞いたことがある	聞いたことがなかった
県内 居住	全体	10,898	6,765 (62.1%)	4,133 (37.9%)
	うち男子	5,266	3,167 (60.1%)	2,099 (39.9%)
	うち女子	5,632	3,598 (63.9%)	2,034 (36.1%)
県外居住		13	13 (100.0%)	0 (0.0%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は62.1%であり、「聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合37.9%を大きく上回った。性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子60.1%に対し女子63.9%であり、女子が男子をわずかに上回った。

【図2-1】中学生対象アンケート問1の回答状況（県内居住者）



問2 「二次的被害」について

問2 犯罪にあって困っている人たちが、周りの人の思いやりのない言葉や行動によって、さらに傷ついてしまうことがあります。このような問題のことを「二次的被害」といいます。

あなたが悲しくつらい時に、「あなたも悪い」と批判されたり、「がんばりなよ」「忘れた方がいい」とまるでかたんなことのように言われたり、困っていることを勝手に他人に言いふらされたりしたら、いやな気分になるはずです。

困っている人の気持ちに寄りそうことが何より大事です。私たちたちは、「二次的被害」が起きないように気をつけなくてははいけません。このことも、茨城県の「条例」で決められています。

あなたは、「二次的被害」について、聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 聞いたことがある。
- ② 聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

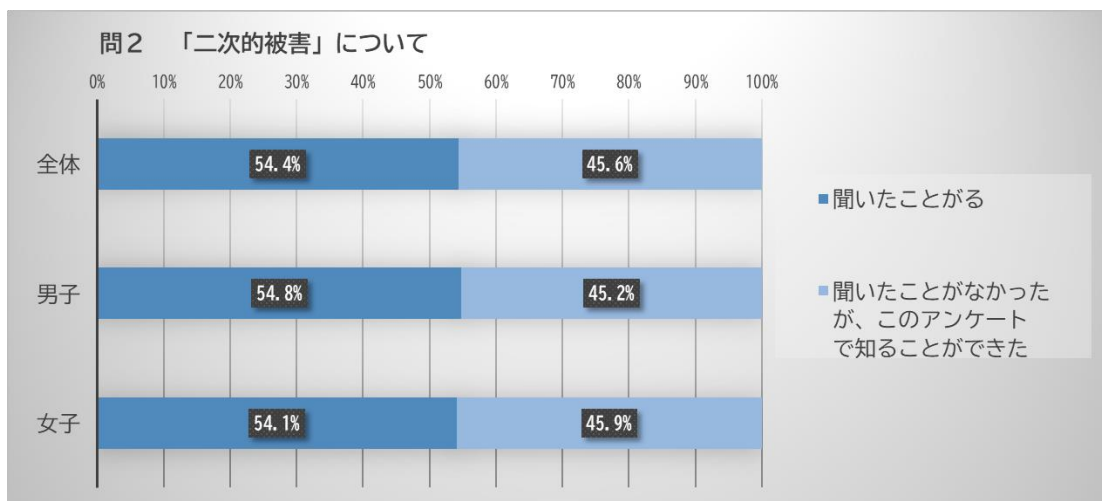
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	聞いたことがある	聞いたことがなかった
県内 居住	全体	10,901	5,933 (54.4%)	4,968 (45.6%)
	うち男子	5,266	2,885 (54.8%)	2,381 (45.2%)
	うち女子	5,635	3,048 (54.1%)	2,587 (45.9%)
県外居住		13	8 (61.5%)	5 (38.5%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は54.4%であり、「聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合45.6%を上回った。性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子54.8%、に対し女子54.1%であり、男子が女子をわずかに上回った。

【図2-2】中学生対象アンケート問2の回答状況（県内居住者）



問3 「性暴力」にあった時にどうすべきかについて

問3 性別にかかわらず、相手がだれでも、自分の気持ちに反して行われる性的な行為を「性暴力」といいます。からだの大切な所をさわったり写真にとったり自分のものを見せたり、脱がせたり、わいせつな言葉を発したり言わせたり、あなたの気持ちに反してされるものはすべて「性暴力」です。

自分の性的な問題は自分だけが決められます。「いやだ」と思うことは「いやだ」と言っていていいです。遠慮して意見を言えないのは対等な関係ではなく、相手はあなたのその権利をおかす立場にありません。

「性暴力」にあうと、こころとからだに色々な影響が出て苦しくなったりします。その影響が長く続くこともあります。一人でかかえこまないでください。

あなたは、「性暴力」にあった時は、安心できる大人や専門の窓口にご相談すべきであることについて、聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 聞いたことがある。
- ② 聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

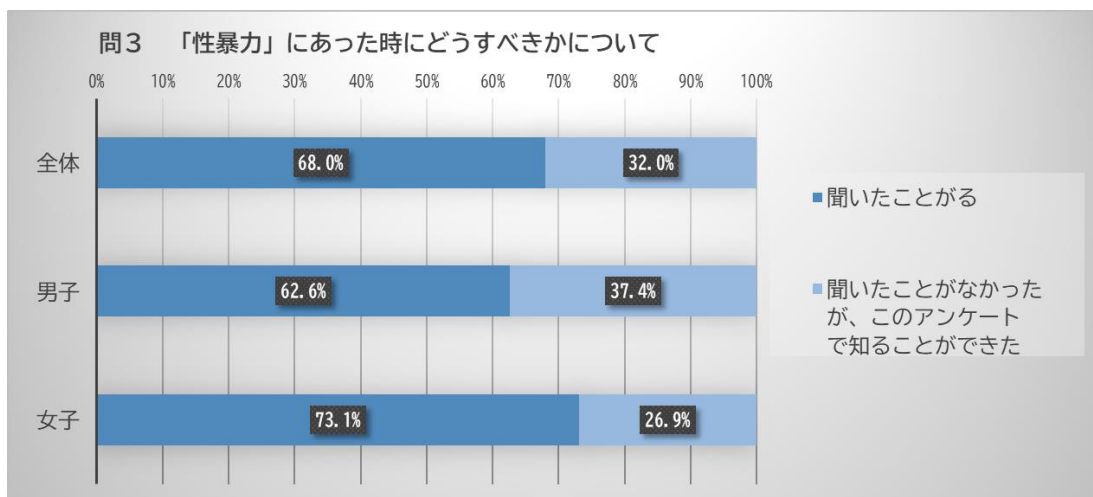
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	聞いたことがある	聞いたことがなかった
県内 居住	全体	10,902	7,416 (68.0%)	3,486 (32.0%)
	うち男子	5,277	3,306 (62.6%)	1,971 (37.4%)
	うち女子	5,625	4,110 (73.1%)	1,515 (26.9%)
県外居住		13	10 (76.9%)	3 (23.1%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は68.0%であり、「聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合32.0%を大きく上回った。性別で見ると、「聞いたことがある」と答えた生徒の割合は男子62.6%に対し女子73.1%であり、女子が男子を上回った。

【図2-3】中学生対象アンケート問3の回答状況（県内居住者）



問4 困っている人を支える相談の窓口について

問4 もしもあなたが犯罪や性暴力その他にあつて困ってしまった時は、一人でかかえこまずに、安心できる大人に打ち明けて相談してみましょう。自分の問題がそれらに当たるのか分からなくても大丈夫です。相談してください。

茨城県には、あなたがこまっている時に相談を聞いてくれて、あなたを支えたり助けたりする専門の窓口もあります。あなたは、次の窓口のことを聞いたことがありますか？ 聞いたことがあると思うものをいくつでも選んでください。

(今は必要でなかったとしても、こうした窓口があることを知っていてください。)

答えの選択肢

- ① 子どもホットライン【いじめ、不登校、友人関係などのなやみについての子ども専用の相談電話】
- ② いばらき子どもSNS相談【いじめ、不登校などのなやみについての中学生・高校生専用の相談SNS】
- ③ いじめ・体罰解消サポートセンター【いじめなどの学校生活の様々ななやみについての相談メール】
- ④ いばらき被害者支援センター【犯罪にあつて困っている人のための機関】
- ⑤ 全国共通「#8891」(はやくワンストップ)【性暴力にあつた人のための相談電話】
- ⑥ 全国共通「#8103」(ハートさん)【性暴力にあつた人のための警察の相談電話】
- ⑦ いばらき虐待ホットライン【子どもの虐待についての相談電話】
- ⑧ 親子のための相談LINE【子どもの虐待、親子関係についての相談LINE】
- ⑨ 茨城県警察本部少年サポートセンター【だれかから暴行、強要、恐喝を受けているなど20歳未満の犯罪被害についての相談電話】
- ⑩ 近くの警察署(県内27か所)【いま実際に犯罪にまきこまれていることについての通報や相談】

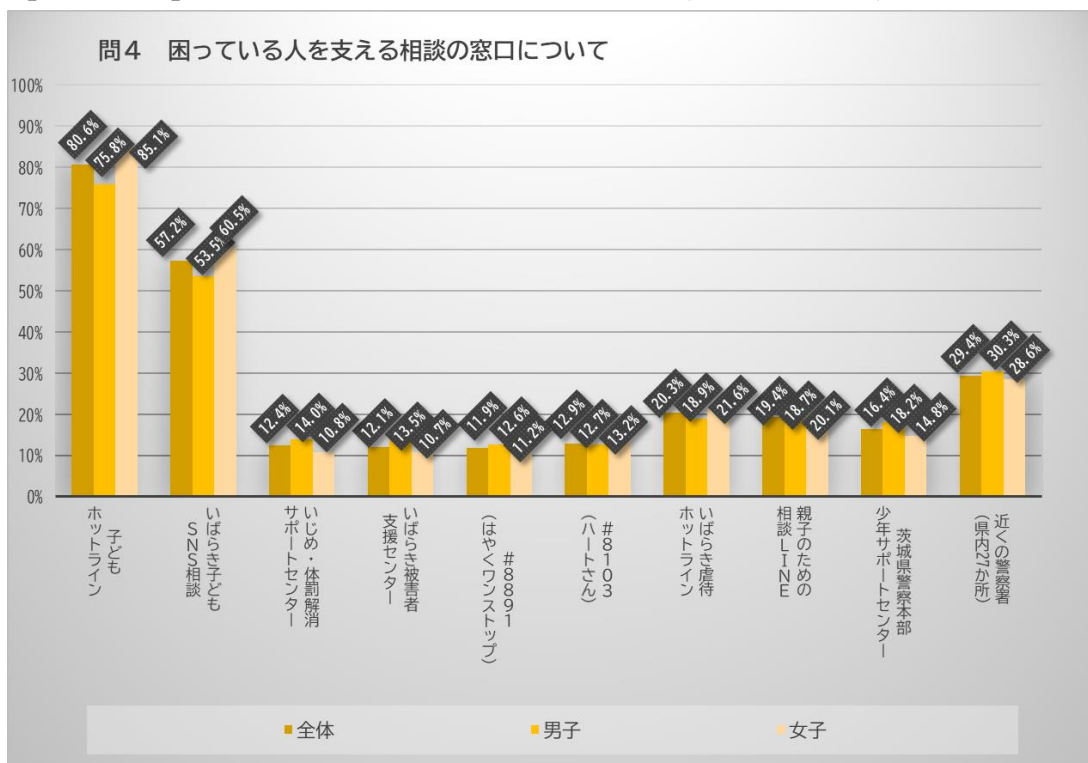
回答状況

(単位：人)

区分	県内居住			県外居住
	全体	うち男子	うち女子	
有効回答者	10,927	5,285	5,642	14
子どもホットライン	8,806 (80.6%)	4,007 (75.8%)	4,799 (85.1%)	10
いばらき子どもSNS相談	6,245 (57.2%)	2,830 (53.5%)	3,415 (60.5%)	10
いじめ・体罰解消サポートセンター	1,351 (12.4%)	741 (14.0%)	610 (10.8%)	2
いばらき被害者支援センター	1,317 (12.1%)	715 (13.5%)	602 (10.7%)	3
全国共通「#8891」(はやくワンストップ)	1,298 (11.9%)	664 (12.6%)	634 (11.2%)	3
全国共通「#8103」(ハートさん)	1,413 (12.9%)	670 (12.7%)	743 (13.2%)	3
いばらき虐待ホットライン	2,220 (20.3%)	1,000 (18.9%)	1,220 (21.6%)	3
親子のための相談LINE	2,121 (19.4%)	986 (18.7%)	1,135 (20.1%)	2
茨城県警察本部少年サポートセンター	1,797 (16.4%)	961 (18.2%)	836 (14.8%)	6
近くの警察署(県内27か所)	3,216 (29.4%)	1,602 (30.3%)	1,614 (28.6%)	6

- 有効な回答を得た県内居住者のうち聞いたことがある生徒の割合が約3割以上(25%以上)に達した窓口は、高い方から順に「子どもホットライン」80.6% (男子75.8%、女子85.1%)、「いばらき子どもSNS相談」57.2% (男子53.5%、女子60.5%)、「近くの警察署」29.4% (男子30.3%、女子28.6%) の3つであった。一方、支援計画において令和9年度までに認知度30%以上を目標とした各窓口については、「いばらき被害者支援センター」は12.1% (男子13.5%、女子10.7%)、「#8891 (はやくワンストップ)」は11.9% (男子12.6%、女子11.2%)、「#8103 (ハートさん)」は12.9% (男子12.7%、女子13.2%)であり、いずれも1割をわずかに上回る程度の水準にとどまった。

【図2-4】中学生対象アンケート問4の回答状況(県内居住者)



(3) 高等学校の生徒（全10問）

- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む）の生徒を対象として、ウェブ回答によるアンケート調査を実施。
- ・ 学校を通じて回答用ページのURL・QRコードを配布。生徒には、精神面での悪影響が生じない範囲で、任意の協力により回答するよう求めた。
- ・ 回答用ページには「簡略版」の質問文を記載する一方、回答用ページに貼られたリンクからジャンプできる県ホームページには「全文版」の質問文を記載した（「全文版」には、漫画やスライドも掲載）。これにより、回答者の興味関心に応じて、調査項目の趣旨・内容をより深く理解できるように配慮した。

回答者数

（単位：人）

区分	県内 居住	男子	女子	男女では答えたくない/ 答えられない、その他	県外 居住	計	
							回答者総数
各設問の 有効回答 者数	問1	5,823	2,800	2,872	151	36	5,859
	問2	5,849	2,817	2,882	150	35	5,884
	問3	5,843	2,815	2,878	150	36	5,879
	問4	5,850	2,818	2,881	151	36	5,886
	問5	5,850	2,817	2,882	151	36	5,886
	問6	5,850	2,819	2,881	150	36	5,886
	問7	5,846	2,816	2,880	150	36	5,882
	問8	回答者総数 に一致					
	問9						
	問10						

※居住地は、県内44市町村、「茨城県外の市町村」又は「その他」から選択。未選択又は「その他」の選択であったことにより居住地を把握できなかった生徒543人は、県内居住とみなした。

※性別は、「男性」、「女性」、「男性/女性では答えたくない、男性/女性では答えられない」又は「その他」から選択。（未選択は不可。）

「男性」及び「女性」については、選択肢にかかわらず、本分析ではそれぞれ「男子」、「女子」と表示する。また、「男性/女性では答えたくない、男性/女性では答えられない」及び「その他」は、本分析では一括して「男女では答えたくない/答えられない、その他」として集計。

※問8、問9及び問10は、複数選択及び未選択が可能な問であるため、有効回答者数は回答者総数に一致するとみなした。

問1 犯罪の被害者やその家族が置かれている状況、その支援の必要性について

問1 仮に、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、テレビのニュースで見るとような事件、たとえば、命をうばわれたり、傷を負わされたり、強盗に脅されたり、無理やり性的なことをされたりといった犯罪の被害にあってしまったとしたら、あるいは、そうした被害にあってしまうかもしれないと考えてみましょう。

あなたは、犯罪の被害者やその家族が、被害にまつわる色々なことでつらく苦しい状況にあり、支援（カウンセリング、金銭的援助ほか）を必要としていることについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

仮に、自分や家族、友人、仕事や学校で付き合いのある人など、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、テレビのニュースで見るとような事件、たとえば一例として、命を奪われたり、傷を負わされたり、強盗に脅されたり、無理やり性的な行為をされたりといった犯罪の被害にあってしまったとしたら、あるいは、そうした被害にあってしまうかもしれないと考えてみましょう。

このような事件の被害者など（犯罪の被害者やその家族）は、事件による直接的な被害はもちろんのこと、こころやからだの問題、病院にかかったり引っ越ししたりするための費用の発生、周りの人たちの思いやりのない言動などにも苦しめられます。

犯罪の被害者やその家族は、一人ひとりの人間として大切にされなくてははいけません。おだやかな生活を取り戻せるまで必要な支援を途切れなく受けられるように、関係する機関が協力して取り組んでいくことが求められます。

このように、犯罪の被害者やその家族が、被害にまつわる色々なことでつらく苦しい状況にあり、支援（カウンセリング、金銭的援助ほか）を必要としていることについて、あなたは、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

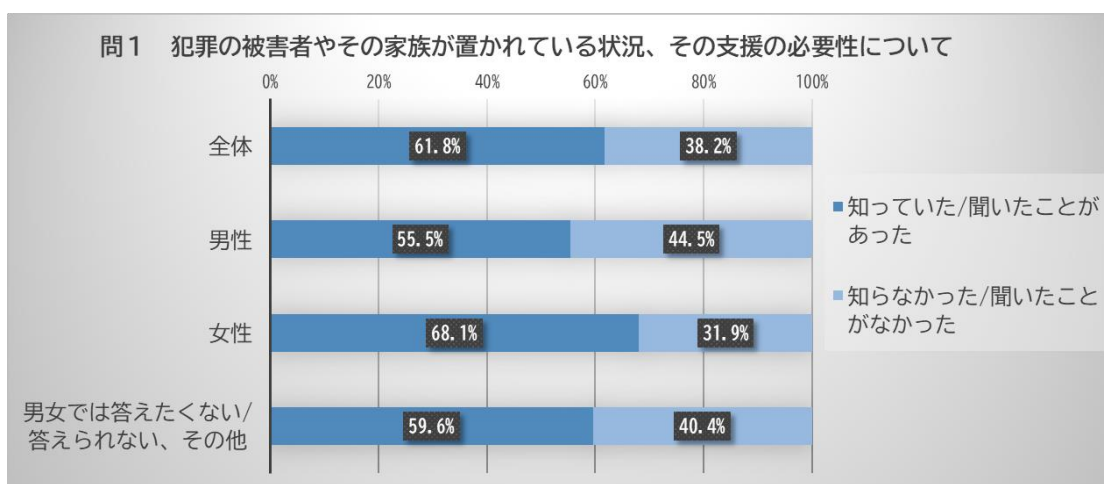
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,823	3,599 (61.8%)	2,224 (38.2%)
	うち男子	2,800	1,554 (55.5%)	1,246 (44.5%)
	うち女子	2,872	1,955 (68.1%)	917 (31.9%)
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	151	90 (59.6%)	61 (40.4%)
県外居住		36	27 (75.0%)	9 (25.0%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は61.8%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合38.2%を大きく上回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子55.5%に対し女子68.1%であり、女子が男子を上回った。

【図3-1】高校生対象アンケート問1の回答状況（県内居住者）



問2 「二次的被害」について

問2 犯罪による直接的な被害のほかに、周りの人たちの無理解や思いやりのない言動によって、犯罪の被害者やその家族がさらなる被害を受けてしまうことがあります。これを「二次的被害」といいます。

あなたは、犯罪の被害者やその家族に対する「二次的被害」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

犯罪による直接的な被害のほかに、周りの人たちの無理解や思いやりのない言動によって、犯罪の被害者やその家族がさらなる被害を受けてしまうことがあります。こうした被害のことを「二次的被害」といいます。

二次的被害は、かたよった考えや思いこみにもとづく発言や、相手のことに気を配らない不用意な言動、あるいは、インターネットを通じて悪口や根拠のないことを言ったり、テレビ局や新聞社、雑誌社などが行き過ぎた取材をしたりすることなどによって発生します。

あなたは、このような犯罪の被害者やその家族に対する「二次的被害」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

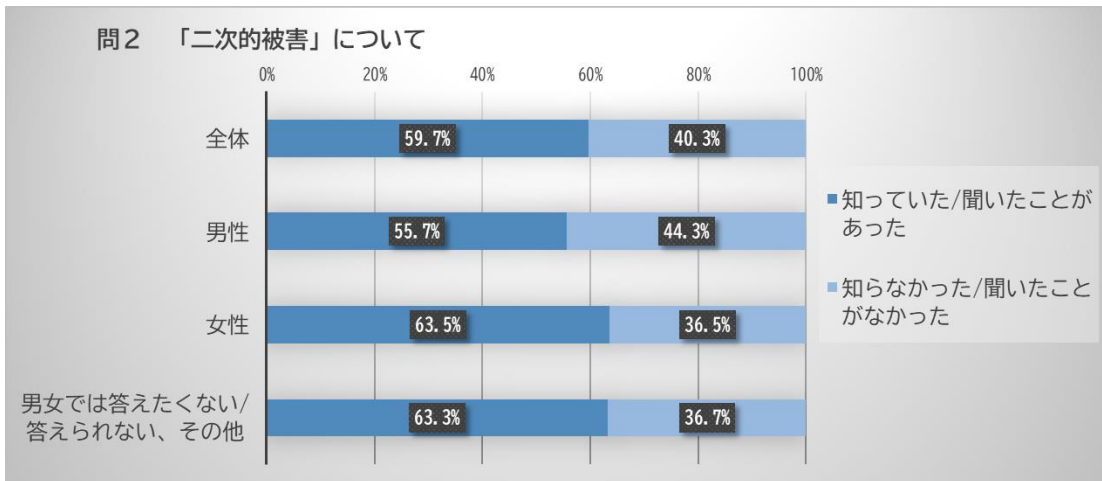
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた/聞いたことがあった	知らなかった/聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,849	3,494 (59.7%)	2,355 (40.3%)
	うち男子	2,817	1,570 (55.7%)	1,247 (44.3%)
	うち女子	2,882	1,829 (63.5%)	1,053 (36.5%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	150	95 (63.3%)	55 (36.7%)
県外居住		35	24 (68.6%)	11 (31.4%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は59.7%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合40.3%を大きく上回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子55.7%に対し女子63.5%であり、女子が男子を上回った。

【図3-2】高校生対象アンケート問2の回答状況（県内居住者）



問3 いばらき被害者支援センターについて

問3 公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害者やその家族を精神的に支えたり、事件の裁判に付き添ったりするなど、色々な支援活動を行っています。

あなたは、いばらき被害者支援センターについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

犯罪の被害にあったとき、早いうちから適切な支援を受けられると、その後の回復が変わってくると言われています。

公益社団法人いばらき被害者支援センターは、茨城県公安委員会の指定を受けた専門機関であり、犯罪の被害者やその家族を精神的に支えたり、事件の裁判に付き添ったりするなど、色々な支援活動を行っています。

こうした被害者支援センターの活動は、県、県警察、市町村からの補助金のほか、会員からの会費、事業者や個人からの善意の寄付金により運営されています。

あなたは、この公益社団法人いばらき被害者支援センターについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

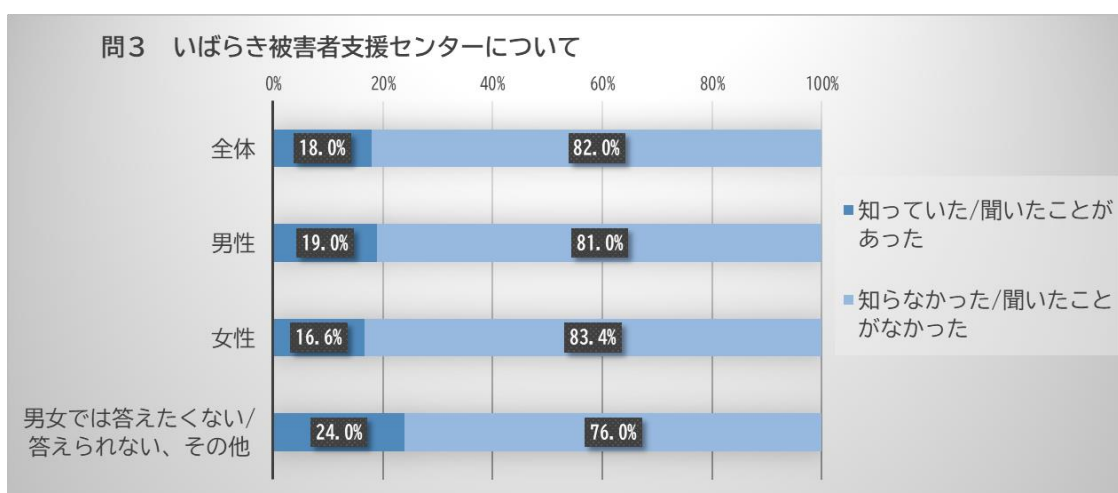
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた/聞いたことがあった	知らなかった/聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,843	1,049 (18.0%)	4,794 (82.0%)
	うち男子	2,815	536 (19.0%)	2,279 (81.0%)
	うち女子	2,878	477 (16.6%)	2,401 (83.4%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	150	36 (24.0%)	114 (76.0%)
県外居住		36	4 (11.1%)	32 (88.9%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は18.0%であり、「知らなかった/聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合82.0%を大きく下回った。性別で見ると、「知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子19.0%に対し女子16.6%であり、男子が女子を上回った。

【図3-3】高校生対象アンケート問3の回答状況（県内居住者）



問4 茨城県犯罪被害者等支援条例について

問4 茨城県では、県民や事業者が、犯罪の被害者やその家族が支援を必要としていることについて理解したり、二次的被害が生まれないように十分に気を付けたりすることなどを定めた条例（県議会で話し合われて決められた県のきまり）が制定されています。

あなたは、「茨城県犯罪被害者等支援条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

茨城県では、県民や事業者が、犯罪の被害者やその家族が、つらく苦しい状況にあり、支援を必要としていることについて理解したり、二次的被害が生まれないように十分に気を付けたりすることなどを定めた茨城県条例（茨城県議会で話し合われて決められた茨城県のきまり）が制定されています。

この条例は「茨城県犯罪被害者等支援条例」といい、茨城県（県教育委員会、県警察を含む）が、ほかの関係する機関とともに、犯罪被害者やその家族を支えていくことなども定められています。

あなたは、この「茨城県犯罪被害者等支援条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

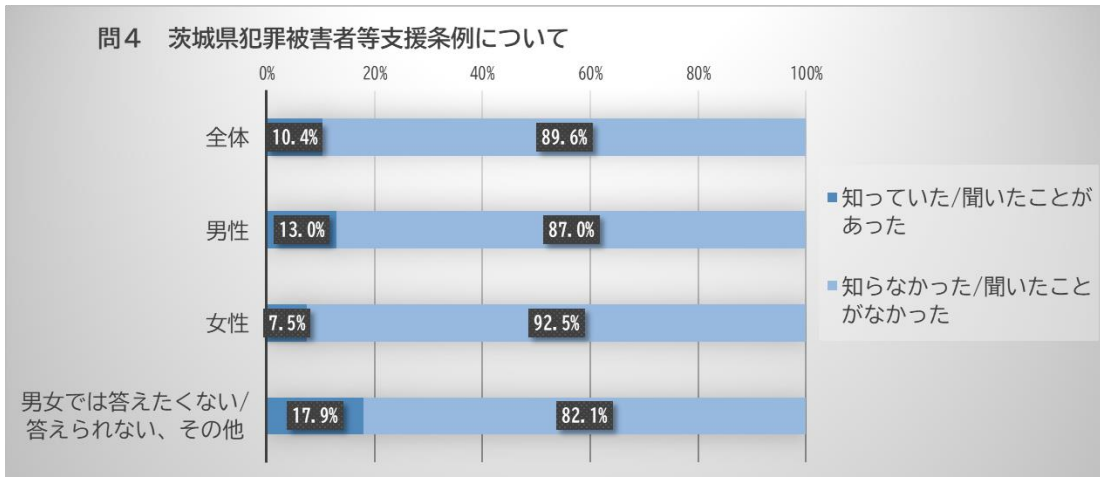
回答状況

（単位：人）

区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,850	607 (10.4%)	5,243 (89.6%)
	うち男子	2,818	365 (13.0%)	2,453 (87.0%)
	うち女子	2,881	215 (7.5%)	2,666 (92.5%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	151	27 (17.9%)	124 (82.1%)
県外居住		36	2 (5.6%)	34 (94.4%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は10.4%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合89.6%を大きく下回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子13.0%に対し女子7.5%であり、男子が女子を上回った。

【図3-4】高校生対象アンケート問4の回答状況（県内居住者）



問5 性暴力の被害について

問5 性別や年齢にかかわらず、相手がどんな人でも、どんな場所でも、自分の気持ちに反して同意なしに行われる性的な行為はすべて「性暴力」です。仮に、あなたやあなたにとって身近なだれかが、その当事者になってしまったとしたら、あるいは、なってしまうかもしれないと考えてみましょう。

あなたは、性暴力はこころとからだに色々な悪影響をおよぼして被害者を苦しめるということについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

性別や年齢にかかわらず、相手がどんな人でも、どんな場所や場面でも、自分の気持ちに反して同意なしに行われる性的な行為（無理やりの性交やキス、からだの大切な所に触る・触れる、服を脱がせる、服で覆われた部分を写真に撮る、性器を見せる、卑わいなことを言う・言わせる、ほか）は、すべて「性暴力」です。対等でない関係の中で満足に同意できない状態で行われる場合も同じです。

仮に、あなたやあなたにとって身近なだれかが、その当事者になってしまったとしたら、あるいは、なってしまうかもしれないと考えてみましょう。

性暴力の多くは知っている相手からとされています。恋人、家族、立場が上の人だからと、だれかに相談するのをためらってしまうこともあります。**性暴力は被害者のこころやからだに色々な悪い影響をおよぼして苦しめます。**その影響が長く続くこともあります。

あなたは、このような性暴力の被害のことについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

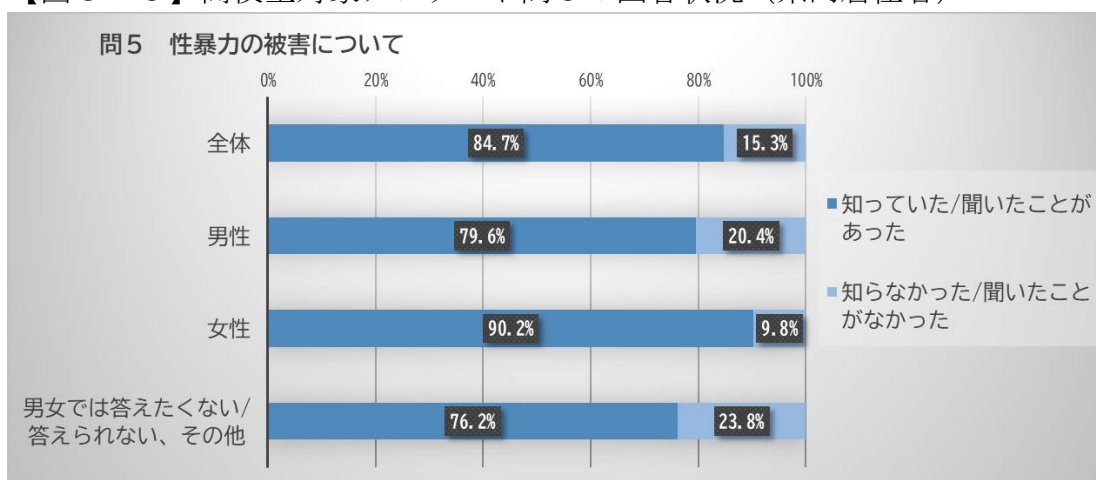
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた/聞いたことがあった	知らなかった/聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,850	4,956 (84.7%)	894 (15.3%)
	うち男子	2,817	2,242 (79.6%)	575 (20.4%)
	うち女子	2,882	2,599 (90.2%)	283 (9.8%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	151	115 (76.2%)	36 (23.8%)
県外居住		36	34 (94.4%)	2 (5.6%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は84.7%であり、「知らなかった/聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合15.3%を大きく上回った。性別で見ると、「知っていた/聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子79.6%に対し女子90.2%であり、女子が男子を大きく上回った。

【図3-5】高校生対象アンケート問5の回答状況（県内居住者）



問6 性暴力の被害者を支援する窓口について

問6 性暴力の被害にあった人が支援を受けられる専門窓口は、次のとおりです。

1. 「#8891」(はやくワンストップ)：各県の専門支援機関
2. 「#8103」(ハートさん)：警察の相談電話

あなたは、性暴力の被害者を支援する窓口について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

性暴力の被害にあった人が支援を受けられる専門窓口は、次のとおりです。

1. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ・電話番号：「**#8891**」(はやくワンストップ)
(茨城県の窓口：「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」)

2. 警察の性犯罪被害相談電話

- ・電話番号：「**#8103**」(ハートさん)
(茨城県の窓口：茨城県警察本部 性犯罪被害相談「勇気の電話」)

あなたは、このような性暴力の被害者を支援する窓口について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 「#8891」、「#8103」の両方とも知っていた／聞いたことがあった。
- ② 「#8891」だけ知っていた／聞いたことがあった。「#8103」はこのアンケートで知ることができた。
- ③ 「#8103」だけ知っていた／聞いたことがあった。「#8891」はこのアンケートで知ることができた。
- ④ 知らなかった／聞いたことがなかったが、「#8891」と「#8103」の両方をこのアンケートで知ることができた。

回答状況

(単位：人)

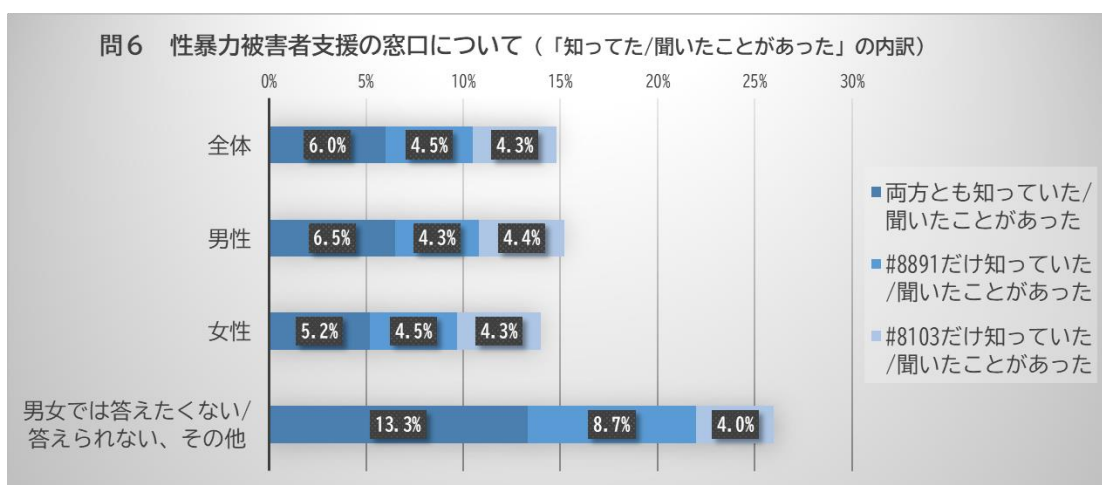
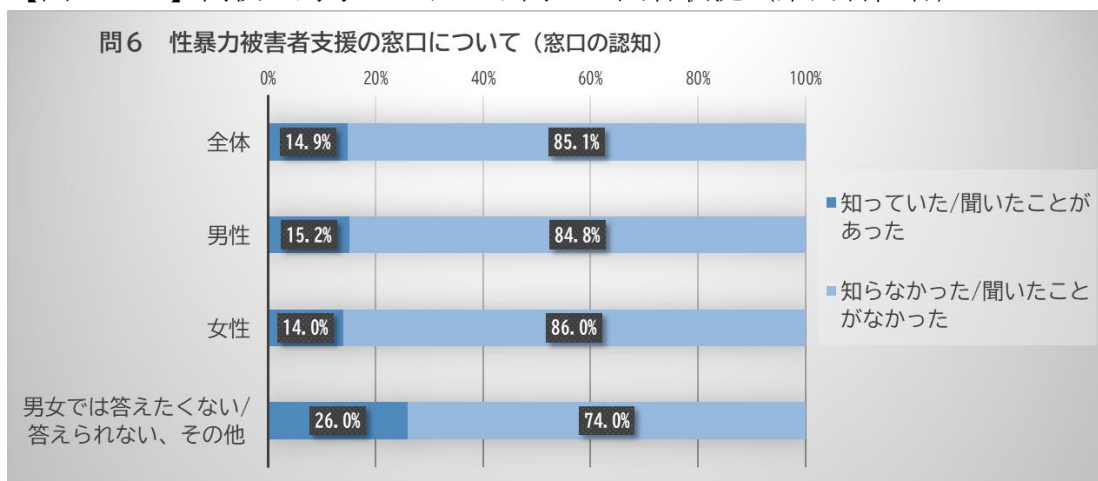
区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,850	871 (14.9%)	4,979 (85.1%)
	うち男子	2,819	428 (15.2%)	2,391 (84.8%)
	うち女子	2,881	404 (14.0%)	2,477 (86.0%)
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	150	39 (26.0%)	111 (74.0%)
県外居住		36	7 (19.4%)	29 (80.6%)

〔「知っていた／聞いたことがあった」の内訳〕

区分		両方とも	「#8891」だけ	「#8103」だけ
県内 居住	全体	353 (6.0%)	265 (4.5%)	253 (4.3%)
	うち男子	183 (6.5%)	121 (4.3%)	124 (4.4%)
	うち女子	150 (5.2%)	131 (4.5%)	123 (4.3%)
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	20 (13.3%)	13 (8.7%)	6 (4.0%)
県外居住		4 (11.1%)	2 (5.6%)	1 (2.8%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち、支援窓口について「両方とも知っていた／聞いたことがあった」、「#8891」だけ知っていた／聞いたことがあった」又は「#8103」だけ知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は合わせて14.9%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合85.1%を大きく下回った。性別で見ると、いずれか「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は合わせて男子15.2%に対し女子14.0%であり、男子が女子をわずかに上回った。
- なお、いずれか「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒のうち、「両方とも知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は6.0%（男子6.5%、女子5.2%）、「#8891」だけ知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は4.5%（男子4.3%、女子4.5%）、「#8103」だけ知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は4.3%（男子4.4%、女子4.3%）だった。

【図 3－6】高校生対象アンケート問 6 の回答状況（県内居住者）



問7 茨城県性暴力の根絶を目指す条例について

問7 茨城県では、県民や事業者が、性暴力の被害者の回復を支えたり性暴力をなくしていったりすることの必要性を理解することなどを定めた条例（県議会で話し合われて決められた県のきまり）が制定されています。

あなたは、「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

茨城県では、県民や事業者が、性暴力の被害者の回復を支えたり、性暴力をなくしていったりすることの必要性を理解すること、二次的被害が生まれないようにすることなどを定めた茨城県条例（茨城県議会で話し合われ決められた茨城県のきまり）が制定されています。

この条例は「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」といい、茨城県（県教育委員会、県警察を含む）が、ほかの関係する機関とともに、性暴力の被害者の回復を支えたり、性暴力をなくすことにつながる教育を行ったりすることなども定められています。

あなたは、この「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

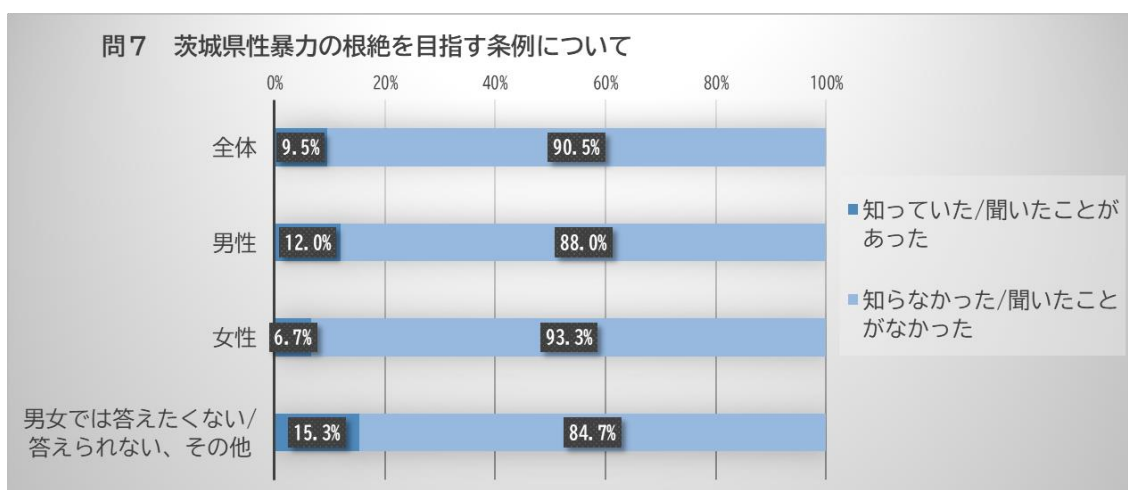
回答状況

（単位：人）

区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	5,846	555（9.5%）	5,291（90.5%）
	うち男子	2,816	338（12.0%）	2,478（88.0%）
	うち女子	2,880	194（6.7%）	2,686（93.3%）
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	150	23（15.3%）	127（84.7%）
県外居住		36	2（5.6%）	34（94.4%）

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は9.5%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた生徒の割合90.5%を大きく下回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた生徒の割合は男子12.0%に対し女子6.7%であり、男子が女子を上回った。

【図 3 - 7】 高校生対象アンケート問 4 の回答状況（県内居住者）



問 8 問 1 から問 7 までの項目を知ったきっかけについて

問 8 問 1 から問 7 までで、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた質問が 1 つでもあった方に質問します。

あなたは、その質問にあった項目をどこで知ったり聞いたりしましたか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

問 1 から問 7 までで、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた質問が 1 つでもあった方に質問します。

あなたは、その質問にあった項目をどこで知ったり聞いたりしましたか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

答えの選択肢

- ① 家族や知っている人から
- ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、本
- ③ パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話（インターネット、SNSなど）
- ④ 県や市町村などの広報紙
- ⑤ ポスター、チラシ、リーフレット、広報カード
- ⑥ セミナー、シンポジウム
- ⑦ 勤務先や学校で
- ⑧ 病院やクリニックなどの医療機関で
- ⑨ 行政機関や警察の人、専門家や社会的な活動をしている人から
- ⑩ その他

* 7 番目の選択肢に関して、本区分の調査における質問文は、他の成人を対象とする区分の調査のものと同一であり、「勤務先や学校で」の選択肢を高校生向けにあえて「学校で」に置き換えるような処理は加えていない。

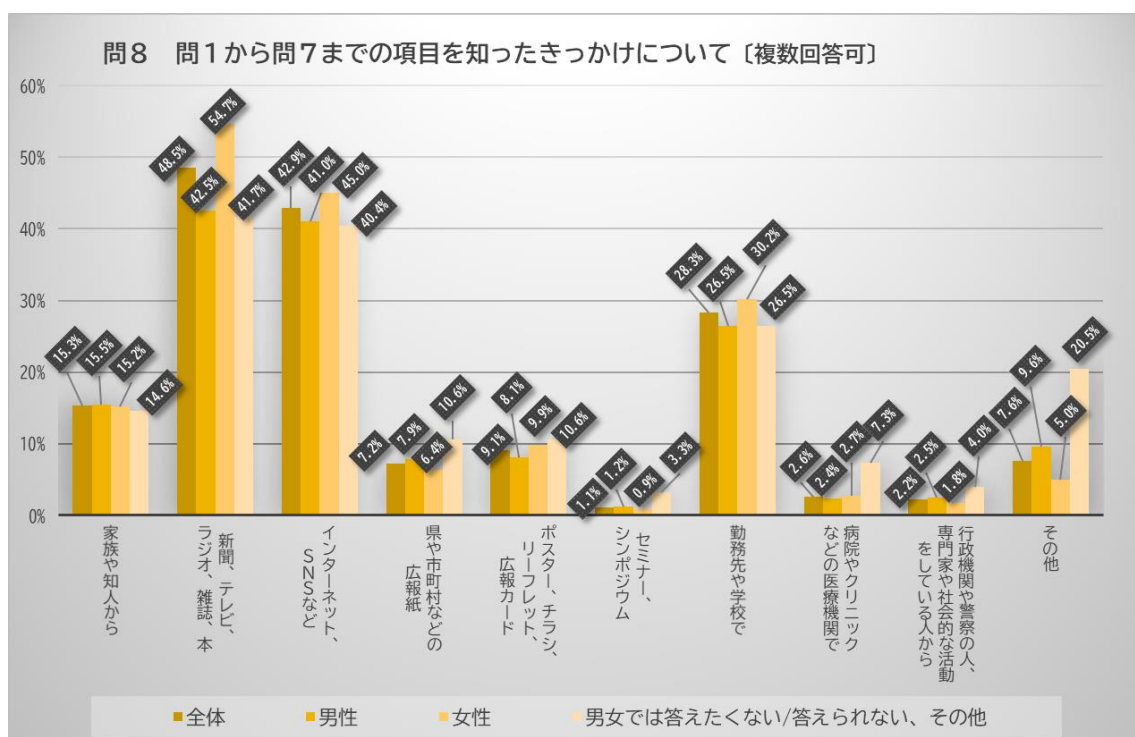
回答状況

(単位：人)

区分	県内居住				県外居住
	全体	うち男子	うち女子	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	
有効回答者	5,864	2,826	2,887	151	36
家族や知人から	900 (15.3%)	438 (15.5%)	440 (15.2%)	22 (14.6%)	8
新聞、テレビ、ラジオ、 雑誌、本	2,843 (48.5%)	1,200 (42.5%)	1,580 (54.7%)	63 (41.7%)	15
インターネット、 SNSなど	2,518 (42.9%)	1,159 (41.0%)	1,298 (45.0%)	61 (40.4%)	14
県や市町村などの広報紙	424 (7.2%)	224 (7.9%)	184 (6.4%)	16 (10.6%)	4
ポスター、チラシ、リーフレット、 広報カード	531 (9.1%)	228 (8.1%)	287 (9.9%)	16 (10.6%)	6
セミナー、シンポジウム	64 (1.1%)	34 (1.2%)	25 (0.9%)	5 (3.3%)	3
勤務先や学校で	1,662 (28.3%)	750 (26.5%)	872 (30.2%)	40 (26.5%)	15
病院やクリニック などの医療機関で	155 (2.6%)	67 (2.4%)	77 (2.7%)	11 (7.3%)	3
行政機関や警察の人、専門家や 社会的な活動をしている人から	129 (2.2%)	71 (2.5%)	52 (1.8%)	6 (4.0%)	3
その他	446 (7.6%)	271 (9.6%)	144 (5.0%)	31 (20.5%)	5

- 有効な回答を得た県内居住者が問1から問7までの質問項目のことを知ったり聞いたりしたきっかけとして答えた割合が比較的高かったものは、高い方から順に「新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、本」48.5% (男子42.5%、女子54.7%)、「パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話 (インターネット、SNSなど)」42.9% (男子41.0%、女子45.0%)、「勤務先や学校で」28.3% (男子26.5%、女子30.2%) などであった。その他の行政等による広報啓発の類では、「県や市町村などの広報紙」が7.2% (男子7.9%、女子6.4%)、「ポスター、チラシ、リーフレット、広報カード」が9.1% (男子8.1%、女子9.9%) と、一定程度の回答があった。

【図3-8】高校生対象アンケート問8の回答状況（県内居住者）



問9 問1から問7までの項目を広く知らせるための手法について

問9 問1から問7までの質問にあった項目はどれも、たくさんの人に知ってほしいことです。

あなたなら、これらの項目をたくさんの人に知ってもらうためには、どんな手法がいいと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

問1から問7までの質問にあった項目はどれも、一人ひとりのため、また、茨城県の社会全体のために、たくさんの人に知ってほしいことです。

あなたなら、これらの項目をたくさんの人に知ってもらうためには、あるいは、自分が情報を受け取るのだとしたら、どんな手法がいいと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

答えの選択肢

- ① 県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙
- ② 自治会・町内会・区会や、民生委員、地域のボランティアなどを通じて知らせる
- ③ ポスターの掲示、チラシやリーフレットの設置
- ④ 街頭キャンペーン、公共施設のパネル展
- ⑤ セミナー、シンポジウム、イベントの開催
- ⑥ 新聞、ラジオ、タウン誌などの広告
- ⑦ SNS（動画サイトを含む）を使った広報、キャンペーン
- ⑧ 会社や大学、各種の団体を通じて知らせる（社内報、研修など）
- ⑨ 学校で児童や生徒に教えたり、保護者に知らせたりする（各種の配布物を含む）

回答状況

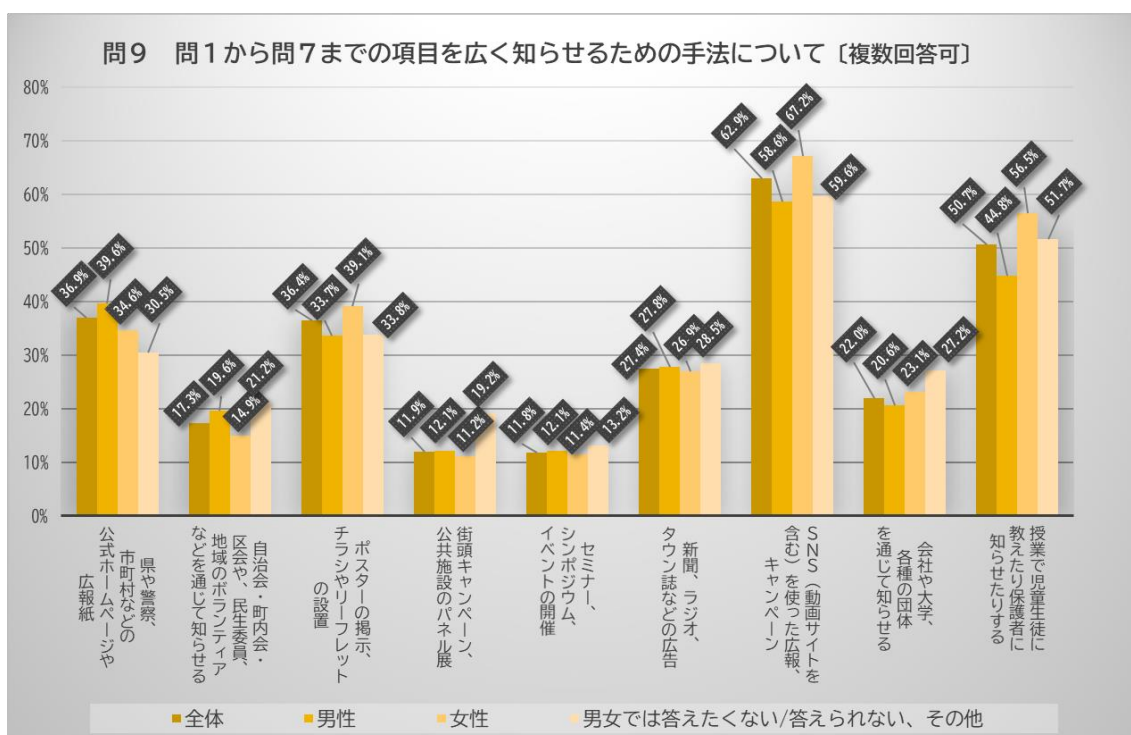
(単位：人)

区分	県内居住				県外居住
	全体	うち男子	うち女子	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	
有効回答者	5,864	2,826	2,887	151	36
県や警察、市町村などの 公式ホームページや広報紙	2,163 (36.9%)	1,118 (39.6%)	999 (34.6%)	46 (30.5%)	12
自治会・町内会・区会や、民生委員、 地域のボランティアなどを通じて	1,017 (17.3%)	554 (19.6%)	431 (14.9%)	32 (21.2%)	6
ポスターの掲示、チラシ やリーフレットの設置	2,132 (36.4%)	952 (33.7%)	1,129 (39.1%)	51 (33.8%)	13
街頭キャンペーン、 公共施設のパネル展	695 (11.9%)	342 (12.1%)	324 (11.2%)	29 (19.2%)	5
セミナー、シンポジウム、 イベントの開催	691 (11.8%)	342 (12.1%)	329 (11.4%)	20 (13.2%)	6
新聞、ラジオ、タウン誌 などの広告	1,608 (27.4%)	787 (27.8%)	778 (26.9%)	43 (28.5%)	9
SNS (動画サイトを含む)を 使った広報、キャンペーン	3,686 (62.9%)	1,657 (58.6%)	1,939 (67.2%)	90 (59.6%)	21
会社や大学、各種の団体 を通じて知らせる	1,289 (22.0%)	582 (20.6%)	666 (23.1%)	41 (27.2%)	10
授業で児童生徒に教えたり 保護者に知らせたりする	2,975 (50.7%)	1,267 (44.8%)	1,630 (56.5%)	78 (51.7%)	22

- 有効な回答を得た県内居住者が問1から問7までの質問項目のことを広く知らせるために有効な手法として答えた割合が比較的高かったものは、高い方から順に「**SNS (動画サイトを含む) を使った広報、キャンペーン**」62.9% (男子58.6%、女子67.2%)、「**授業で児童生徒に教えたり、保護者に知らせたりする**」50.7% (男子44.8%、女子56.5%)、「**県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙**」36.9% (男子39.6%、女子34.6%)、「**ポスターの掲示、チラシやリーフレットの設置**」36.4% (男子33.7%、女子39.1%) などであった。

SNSを用いた広報が、啓発の手段としては若年層に強く支持されているものであることが認められ、また、学校教育について、高校生自身が重要と認識している状況がうかがえる。

【図3-9】高校生対象アンケート問9の回答状況（県内居住者）



問10 犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者に対する支援について

問10 これまでの質問をふまえ、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者になってしまった場合のことを考えてみましょう。

あなたなら、被害者として十分な支援を受けたり、おだやかな生活を取り戻したりするためには、どんな取り組みが必要だと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

問1から問7までの質問をふまえ、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者になってしまった場合のことを考えてみましょう。

あなたなら、被害者として十分な支援を受けたり、おだやかな生活を取り戻したりするためには、どんな取り組みが必要だと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

答えの選択肢

- ① 色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置
- ② こころやからだに負った被害についての医療的な支援
- ③ 法律の専門家による、事件の裁判のことやメディア対応についての支援
- ④ 住む場所のことや生活に関する支援
- ⑤ 国から受け取れる給付金
- ⑥ 県や市町村から受け取れるお見舞いのお金
- ⑦ 犯罪や性暴力の被害についての社会に向けた広報や、学校での教育

回答状況

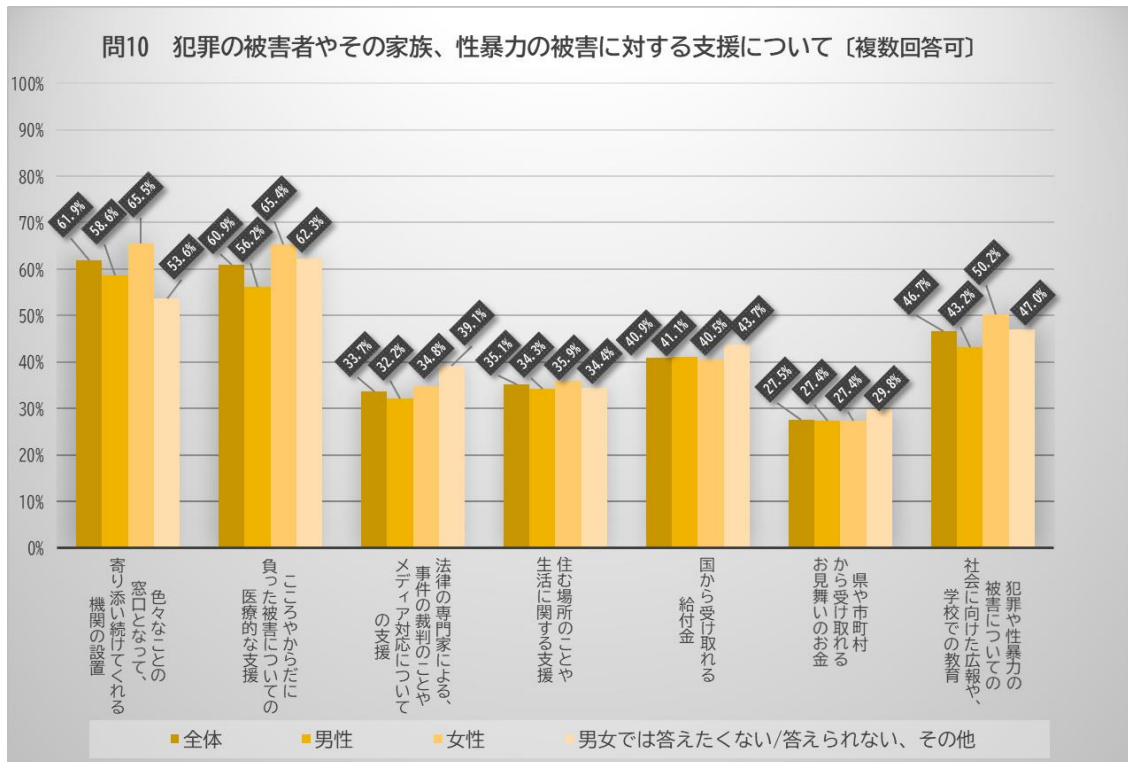
(単位：人)

区分	県内居住				県外居住
	全体	うち男子	うち女子	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	
有効回答者	5,864	2,826	2,887	151	36
色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置	3,629 (61.9%)	1,656 (58.6%)	1,892 (65.5%)	81 (53.6%)	27
こころやからだに負った被害についての医療的な支援	3,570 (60.9%)	1,588 (56.2%)	1,888 (65.4%)	94 (62.3%)	23
法律の専門家による、事件の裁判のことやメディア対応についての支援	1,974 (33.7%)	911 (32.2%)	1,004 (34.8%)	59 (39.1%)	15
住む場所のことや生活に関する支援	2,058 (35.1%)	969 (34.3%)	1,037 (35.9%)	52 (34.4%)	15
国から受け取れる給付金	2,397 (40.9%)	1,161 (41.1%)	1,170 (40.5%)	66 (43.7%)	16
県や市町村から受け取れるお見舞いのお金	1,610 (27.5%)	773 (27.4%)	792 (27.4%)	45 (29.8%)	11
犯罪や性暴力の被害についての社会に向けた広報や学校での教育	2,740 (46.7%)	1,220 (43.2%)	1,449 (50.2%)	71 (47.0%)	22

- 有効な回答を得た県内居住者が必要な取り組みとして答えた割合が比較的高かったものは、高い方から順に「色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置」61.9%（男子58.6%、女子65.5%）、「こころやからだに負った被害についての医療的な支援」60.9%（男子56.2%、女子65.4%）、「犯罪や性暴力の被害についての社会に向けた広報や、学校での教育」46.7%（男子43.2%、女子50.2%）、「国から受け取れる給付金」40.9%（男子41.1%、女子40.5%）などであった。

ワンストップで被害者を支援する窓口の機能強化や、医療機関との連携の推進、広報や学校教育の充実などに特に力を入れて取り組んでいくことが県民ニーズに即した施策であることがうかがえる

【図3-10】高校生対象アンケート問10の回答状況（県内居住者）



令和5年度「犯罪被害者等支援及び性暴力被害者支援に関する認知度調査」
結果報告（社会人（大学生・短期大学生を含む））（詳細版）

1. 概要

- ・令和5年6月30日から12月15日にかけて、茨城県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）及び茨城県性暴力の根絶を目指す条例（以下「根絶条例」という。）並びに茨城県犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を踏まえ、社会人（国立・県立・市町村立・私立の小・中学校第5・6学年、中学校、高等学校の生徒・児童の保護者・教職員、県・市町村の行政職員や警察官、医師、弁護士、商工会・商工会議所連合会会員事業者の事業主・従業員等を含むその他の社会人）、大学生・短期大学生等」（約80万人）を対象として、犯罪被害者等を支援するための相談窓口や、茨城県犯罪被害者等支援条例、茨城県性暴力の根絶を目指す条例等の県民の認知度を把握し、その向上を図るための調査を実施。
- ・対象約80万人の社会人（大学生・短期大学生を含む）に対し、この調査が趣旨とするところについての広報が図られ、合計2万464件の有効な回答を得た。

【社会人（大学生・短期大学生を含む）の調査概要】

対象	県・市町村の行政職員や警察官、医師、弁護士、商工会・商工会議所連合会会員事業者の事業主・従業員等を含むその他の社会人、大学生・短期大学生等（約80万人）
期間	令和5年6月30日 → 12月15日締切
回答件数	20,464件
質問内容	問1、2 被害者等の現状、支援の必要性、二次被害 問3～7 支援条例、根絶条例、相談窓口 問8～10 1～7を知ったきっかけ、知らせるための手法、必要と考える支援 計10問

2. 調査結果

社会人（大学生・短期大学生を含む）の調査結果（全10問）

- ・ 社会人（大学生・短期大学生を含む）を対象として、ウェブ回答によるアンケート調査を実施。
- ・ 県・市町村、警察本部、医師会、弁護士会、商工会・商工会議所連合会、学校等へそれぞれ個別に依頼し、回答用ページのURL・QRコードを配布。
- ・ 回答用ページには「簡略版」の質問文を記載する一方、回答用ページに貼られたリンクからジャンプできる県ホームページには「全文版」の質問文を記載した（「全文版」には、漫画やスライドも掲載）。これにより、回答者の興味関心に応じて、調査項目の趣旨・内容をより深く理解できるように配慮した。

回答者数

（単位：人）

区分	県内 居住	男性	女性	男女では答えたくない 答えられない、その他	県外	計	
					居住		
回答者総数	20,281	4,693	15,344	244	183	20,464	
各設問の 有効回答 者数	問1	20,246	4,680	15,322	244	183	20,429
	問2	20,266	4,687	15,336	243	183	20,449
	問3	20,262	4,687	15,331	244	183	20,445
	問4	20,256	4,688	15,326	242	183	20,439
	問5	20,266	4,691	15,331	244	183	20,449
	問6	20,265	4,689	15,332	244	183	20,448
	問7	20,248	4,687	15,317	244	183	20,431
	問8	回答者総数 に一致					
	問9						
	問10						

※居住地は、県内44市町村、「茨城県外の市町村」又は「その他」から選択。

※性別は、「男性」、「女性」、「男性/女性では答えたくない、男性/女性では答えられない」又は「その他」から選択。（未選択は不可。）

「男性」及び「女性」については、選択肢（成人している・成人していない）にかかわらず、本分析ではそれぞれ「男性」、「女性」と表示する。また、「男性/女性では答えたくない、男性/女性では答えられない」及び「その他」は、本分析では一括して「男女では答えたくない/答えられない、その他」として集計。

※問8、問9及び問10は、複数選択及び未選択が可能な問であるため、有効回答者数は回答者総数に一致するとみなした。

問1 犯罪の被害者やその家族が置かれている状況、その支援の必要性について

問1 仮に、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、テレビのニュースで見るとような事件、たとえば、命をうばわれたり、傷を負わされたり、強盗に脅されたり、無理やり性的なことをされたりといった犯罪の被害にあってしまったとしたら、あるいは、そうした被害にあってしまうかもしれないと考えてみましょう。

あなたは、犯罪の被害者やその家族が、被害にまつわる色々なことでつらく苦しい状況にあり、支援（カウンセリング、金銭的援助ほか）を必要としていることについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

仮に、自分や家族、友人、仕事や学校で付き合いのある人など、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、テレビのニュースで見るとような事件、たとえば一例として、命を奪われたり、傷を負わされたり、強盗に脅されたり、無理やり性的な行為をされたりといった犯罪の被害にあってしまったとしたら、あるいは、そうした被害にあってしまうかもしれないと考えてみましょう。

このような事件の被害者など（犯罪の被害者やその家族）は、事件による直接的な被害はもちろんのこと、こころやからだの問題、病院にかかったり引っ越したりするための費用の発生、周りの人たちの思いやりのない言動などにも苦しめられます。

犯罪の被害者やその家族は、一人ひとりの人間として大切にされなくてははいけません。おだやかな生活を取り戻せるまで必要な支援を途切れなく受けられるように、関係する機関が協力して取り組んでいくことが求められます。

このように、犯罪の被害者やその家族が、被害にまつわる色々なことでつらく苦しい状況にあり、支援（カウンセリング、金銭的援助ほか）を必要としていることについて、あなたは、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

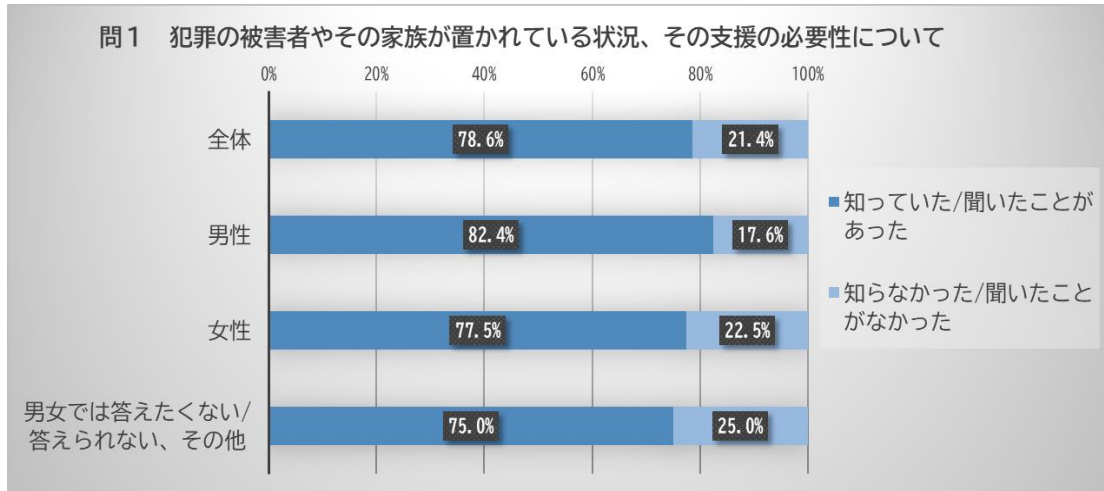
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,246	15,916 (78.6%)	4,330 (21.4%)
	うち男性	4,680	3,856 (82.4%)	824 (17.6%)
	うち女性	15,322	11,877 (77.5%)	3,445 (22.5%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	244	183 (75.0%)	61 (25.0%)
県外居住		183	154 (84.2%)	29 (15.8%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は78.6%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合21.4%を大きく上回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性82.4%に対し女性77.5%であり、男性が女性を上回った。

【図1】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問1の回答状況（県内居住者）



問2 「二次的被害」について

問2 犯罪による直接的な被害のほかに、周りの人たちの無理解や思いやりのない言動によって、犯罪の被害者やその家族がさらなる被害を受けてしまうことがあります。これを「二次的被害」といいます。

あなたは、犯罪の被害者やその家族に対する「二次的被害」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

犯罪による直接的な被害のほかに、周りの人たちの無理解や思いやりのない言動によって、犯罪の被害者やその家族がさらなる被害を受けてしまうことがあります。こうした被害のことを「二次的被害」といいます。

二次的被害は、かたよった考えや思いこみにもとづく発言や、相手のことに気を配らない不用意な言動、あるいは、インターネットを通じて悪口や根拠のないことを言ったり、テレビ局や新聞社、雑誌社などが行き過ぎた取材をしたりすることなどによって発生します。

あなたは、このような犯罪の被害者やその家族に対する「二次的被害」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

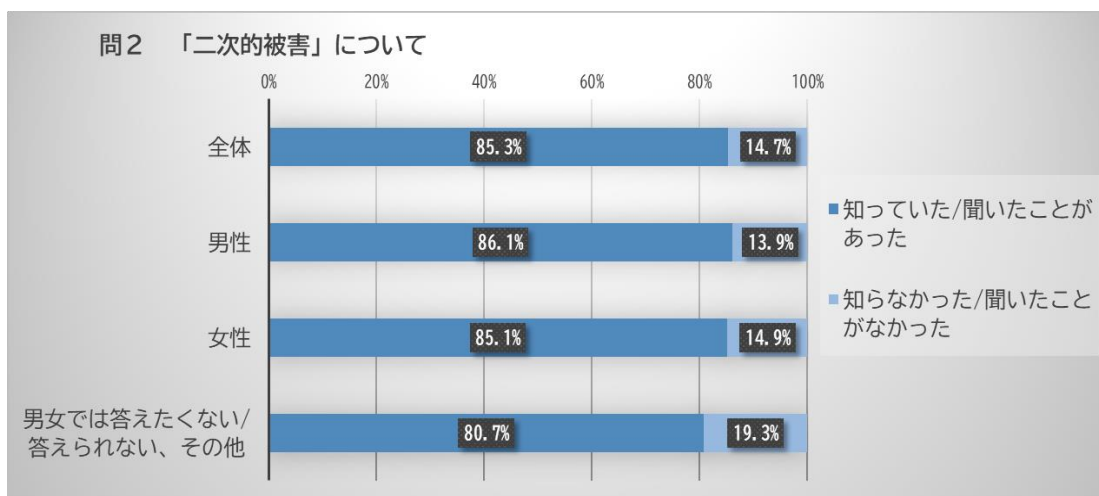
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた/聞いたことがあった	知らなかった/聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,266	17,289 (85.3%)	2,977 (14.7%)
	うち男性	4,687	4,037 (86.1%)	650 (13.9%)
	うち女性	15,336	13,056 (85.1%)	2,280 (14.9%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	243	196 (80.7%)	47 (19.3%)
県外居住		183	168 (91.8%)	15 (8.2%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は85.3%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合14.7%を大きく上回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性86.1%に対し女性85.1%であり、男性が女性をわずかに上回った。

【図2】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問2の回答状況（県内居住者）



問3 いばらき被害者支援センターについて

問3 公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害者やその家族を精神的に支えたり、事件の裁判に付き添ったりするなど、色々な支援活動を行っています。

あなたは、いばらき被害者支援センターについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

犯罪の被害にあったとき、早いうちから適切な支援を受けられると、その後の回復が変わってくると言われています。

公益社団法人いばらき被害者支援センターは、茨城県公安委員会の指定を受けた専門機関であり、犯罪の被害者やその家族を精神的に支えたり、事件の裁判に付き添ったりするなど、色々な支援活動を行っています。

こうした被害者支援センターの活動は、県、県警察、市町村からの補助金のほか、会員からの会費、事業者や個人からの善意の寄付金により運営されています。

あなたは、この公益社団法人いばらき被害者支援センターについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

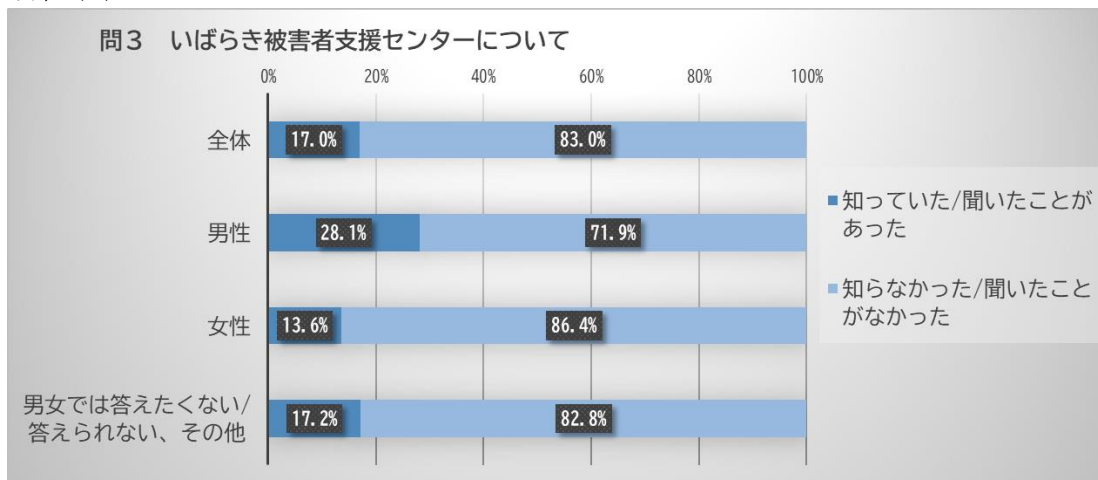
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた/聞いたことがあった	知らなかった/聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,262	3,437 (17.0%)	16,825 (83.0%)
	うち男性	4,687	1,316 (28.1%)	3,371 (71.9%)
	うち女性	15,331	2,079 (13.6%)	13,252 (86.4%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	244	42 (17.2%)	202 (82.8%)
県外居住		183	19 (10.4%)	164 (89.6%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は17.0%であり、「知らなかった/聞いたことがなかった」と答えた人の割合83.0%を大きく下回った。性別で見ると、「知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性28.1%に対し女性13.6%であり、男性が女性を大きく上回った。

【図3】 社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問3の回答状況（県内居住者）



問4 茨城県犯罪被害者等支援条例について

問4 茨城県では、県民や事業者が、犯罪の被害者やその家族が支援を必要としていることについて理解したり、二次的被害が生まれないように十分に気を付けたりすることなどを定めた条例（県議会で話し合われて決められた県のきまり）が制定されています。

あなたは、「茨城県犯罪被害者等支援条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

茨城県では、県民や事業者が、犯罪の被害者やその家族が、つらく苦しい状況にあり、支援を必要としていることについて理解したり、二次的被害が生まれないように十分に気を付けたりすることなどを定めた茨城県条例（茨城県議会で話し合われて決められた茨城県のきまり）が制定されています。

この条例は「茨城県犯罪被害者等支援条例」といい、茨城県（県教育委員会、県警察を含む）が、ほかの関係する機関とともに、犯罪被害者やその家族を支えていくことなども定められています。

あなたは、この「茨城県犯罪被害者等支援条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

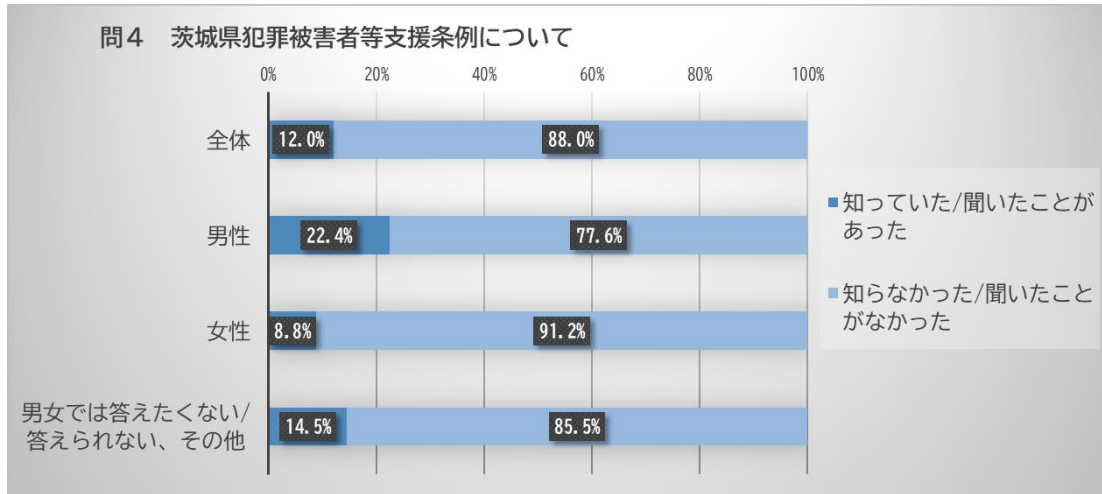
回答状況

（単位：人）

区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,256	2,433 (12.0%)	17,823 (88.0%)
	うち男性	4,688	1,049 (22.4%)	3,639 (77.6%)
	うち女性	15,326	1,349 (8.8%)	13,977 (91.2%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	242	35 (14.5%)	207 (85.5%)
県外居住		183	15 (8.2%)	168 (91.8%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は12.0%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合88.0%を大きく下回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性22.4%に対し女性8.8%であり、男性が女性を大きく上回った。

【図4】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問4の回答状況（県内居住者）



問5 性暴力の被害について

問5 性別や年齢にかかわらずなく、相手がどんな人でも、どんな場所でも、自分の気持ちに反して同意なしに行われる性的な行為はすべて「性暴力」です。仮に、あなたやあなたにとって身近なだれかが、その当事者になってしまったとしたら、あるいは、なってしまうかもしれないと考えてみましょう。

あなたは、性暴力はこころとからだに色々な悪影響をおよぼして被害者を苦しめるということについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

性別や年齢にかかわらずなく、相手がどんな人でも、どんな場所や場面でも、自分の気持ちに反して同意なしに行われる性的な行為（無理やりの性交やキス、からだの大切な所に触る・触れる、服を脱がせる、服で覆われた部分を写真に撮る、性器を見せる、卑わいなことを言う・言わせる、ほか）は、すべて「性暴力」です。対等でない関係の中で満足に同意できない状態で行われる場合も同じです。

仮に、あなたやあなたにとって身近なだれかが、その当事者になってしまったとしたら、あるいは、なってしまうかもしれないと考えてみましょう。

性暴力の多くは知っている相手からとされています。恋人、家族、立場が上の人だからと、だれかに相談するのをためらってしまうこともあります。性暴力は被害者のこころやからだに色々な悪い影響をおよぼして苦しめます。その影響が長く続くこともあります。

あなたは、このような性暴力の被害のことについて、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

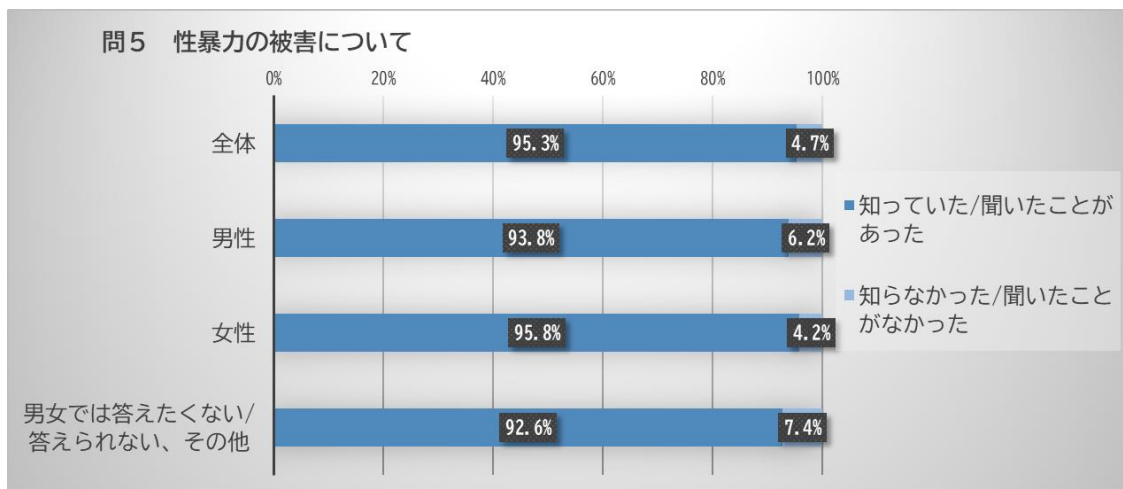
回答状況

(単位：人)

区分		有効回答者	知っていた/聞いたことがあった	知らなかった/聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,266	19,309 (95.3%)	957 (4.7%)
	うち男性	4,691	4,402 (93.8%)	289 (6.2%)
	うち女性	15,331	14,681 (95.8%)	650 (4.2%)
	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	244	226 (92.6%)	18 (7.4%)
県外居住		183	177 (96.7%)	6 (3.3%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は95.3%であり、「知らなかった/聞いたことがなかった」と答えた人の割合4.7%を大きく上回った。性別で見ると、「知っていた/聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性93.8%に対し女性95.8%であり、女性が男性を上回った。

【図5】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問5の回答状況（県内居住者）



問6 性暴力の被害者を支援する窓口について

問6 性暴力の被害にあった人が支援を受けられる専門窓口は、次のとおりです。

1. 「#8891」(はやくワンストップ)：各県の専門支援機関
2. 「#8103」(ハートさん)：警察の相談電話

あなたは、性暴力の被害者を支援する窓口について、知っていた、または聞いたことがありますか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

性暴力の被害にあった人が支援を受けられる専門窓口は、次のとおりです。

1. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ・電話番号：「**#8891**」(はやくワンストップ)
(茨城県の窓口：「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」)

2. 警察の性犯罪被害相談電話

- ・電話番号：「**#8103**」(ハートさん)
(茨城県の窓口：茨城県警察本部 性犯罪被害相談「勇気の電話」)

あなたは、このような性暴力の被害者を支援する窓口について、知っていた、または聞いたことがありますか？

答えの選択肢

- ① 「#8891」、「#8103」の両方とも知っていた／聞いたことがあった。
- ② 「#8891」だけ知っていた／聞いたことがあった。「#8103」はこのアンケートで知ることができた。
- ③ 「#8103」だけ知っていた／聞いたことがあった。「#8891」はこのアンケートで知ることができた。
- ④ 知らなかった／聞いたことがなかったが、「#8891」と「#8103」の両方をこのアンケートで知ることができた。

回答状況

(単位：人)

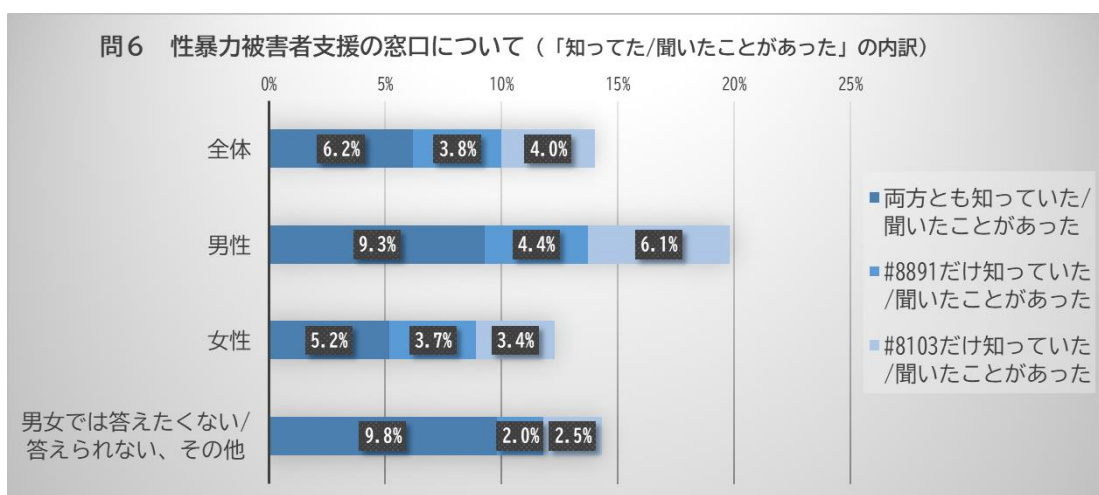
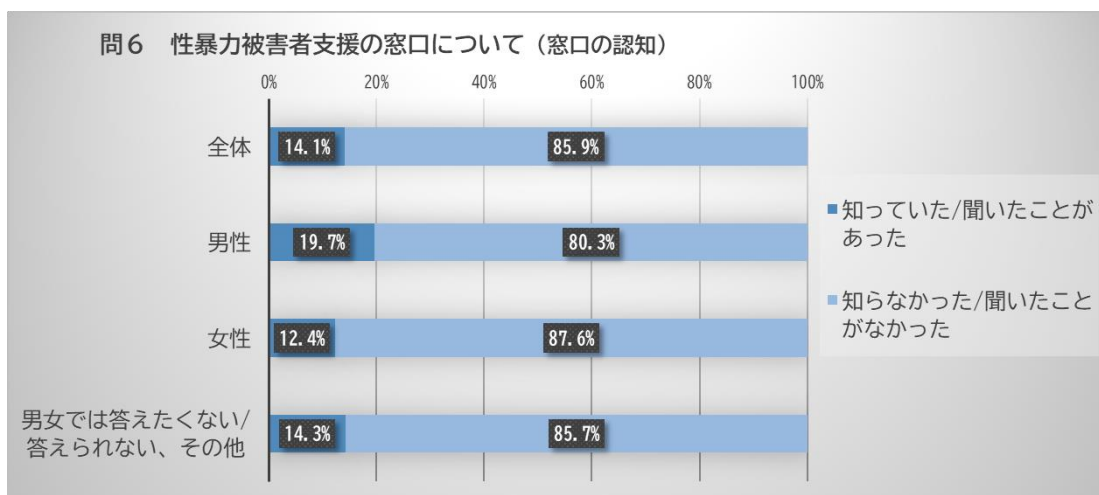
区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,265	2,855 (14.1%)	17,410 (85.9%)
	うち男性	4,689	925 (19.7%)	3,764 (80.3%)
	うち女性	15,332	1,895 (12.4%)	13,437 (87.6%)
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	244	35 (14.3%)	209 (85.7%)
県外居住		183	28 (15.3%)	155 (84.7%)

〔「知っていた／聞いたことがあった」の内訳〕

区分		両方とも	「#8891」だけ	「#8103」だけ
県内 居住	全体	1,259 (6.2%)	780 (3.8%)	816 (4.0%)
	うち男性	436 (9.3%)	204 (4.4%)	285 (6.1%)
	うち女性	799 (5.2%)	571 (3.7%)	525 (3.4%)
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	24 (9.8%)	5 (2.0%)	6 (2.5%)
県外居住		8 (4.4%)	11 (6.0%)	9 (4.9%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち、支援窓口について「両方とも知っていた／聞いたことがあった」、「#8891」だけ知っていた／聞いたことがあった」又は「#8103」だけ知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は合わせて14.1%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合85.9%を大きく下回った。性別で見ると、いずれか「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は合わせて男性19.7%に対し女性12.4%であり、男性が女性を上回った。
- なお、いずれか「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人のうち、「両方とも知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は6.2%（男性9.3%、女性5.2%）、「#8891」だけ知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は3.8%（男性4.4%、女性3.7%）、「#8103」だけ知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は4.0%（男性6.1%、女性3.4%）だった。

【図6】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問6の回答状況（県内居住者）



問7 茨城県性暴力の根絶を目指す条例について

問7 茨城県では、県民や事業者が、性暴力の被害者の回復を支えたり性暴力をなくしていったりすることの必要性を理解することなどを定めた条例（県議会で話し合われて決められた県のきまり）が制定されています。

あなたは、「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

〔県ホームページ掲載の「全文版」質問文〕

茨城県では、県民や事業者が、性暴力の被害者の回復を支えたり、性暴力をなくしていったりすることの必要性を理解すること、二次的被害が生まれないようにすることなどを定めた茨城県条例（茨城県議会で話し合われ決められた茨城県のきまり）が制定されています。

この条例は「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」といい、茨城県（県教育委員会、県警察を含む）が、ほかの関係する機関とともに、性暴力の被害者の回復を支えたり、性暴力をなくすことにつながる教育を行ったりすることなども定められています。

あなたは、この「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」について、知っていた、または聞いたことがありましたか？

答えの選択肢

- ① 知っていた／聞いたことがあった。
- ② 知らなかった／聞いたことがなかったが、このアンケートで知ることができた。

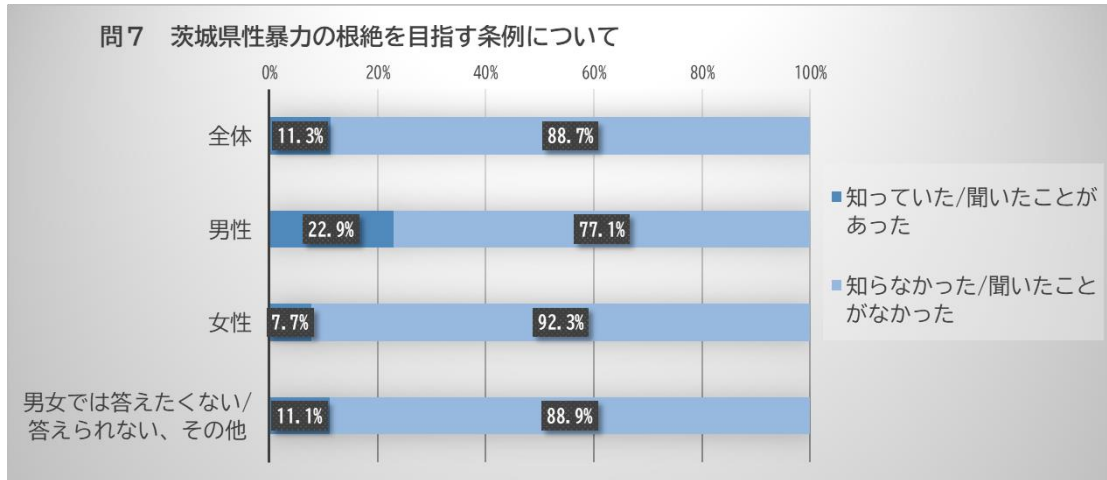
回答状況

（単位：人）

区分		有効回答者	知っていた／聞いたことがあった	知らなかった／聞いたことがなかった
県内 居住	全体	20,248	2,284 (11.3%)	17,964 (88.7%)
	うち男性	4,687	1,073 (22.9%)	3,614 (77.1%)
	うち女性	15,317	1,184 (7.7%)	14,133 (92.3%)
	うち男女では答えたくない／ 答えられない、その他	244	27 (11.1%)	217 (88.9%)
県外居住		183	18 (9.8%)	165 (90.2%)

- 有効な回答を得た県内居住者のうち「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は11.3%であり、「知らなかった／聞いたことがなかった」と答えた人の割合88.7%を大きく下回った。性別で見ると、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた人の割合は男性22.9%に対し女性7.7%であり、男性が女性を大きく上回った。

【図7】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問7の回答状況（県内居住者）



問8 問1から問7までの項目を知ったきっかけについて

問8 問1から問7までで、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた質問が1つでもあった方に質問します。

あなたは、その質問にあった項目をどこで知ったり聞いたりしましたか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

問1から問7までで、「知っていた／聞いたことがあった」と答えた質問が1つでもあった方に質問します。

あなたは、その質問にあった項目をどこで知ったり聞いたりしましたか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

答えの選択肢

- ① 家族や知っている人から
- ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、本
- ③ パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話（インターネット、SNSなど）
- ④ 県や市町村などの広報紙
- ⑤ ポスター、チラシ、リーフレット、広報カード
- ⑥ セミナー、シンポジウム
- ⑦ 勤務先や学校で
- ⑧ 病院やクリニックなどの医療機関で
- ⑨ 行政機関や警察の人、専門家や社会的な活動をしている人から
- ⑩ その他

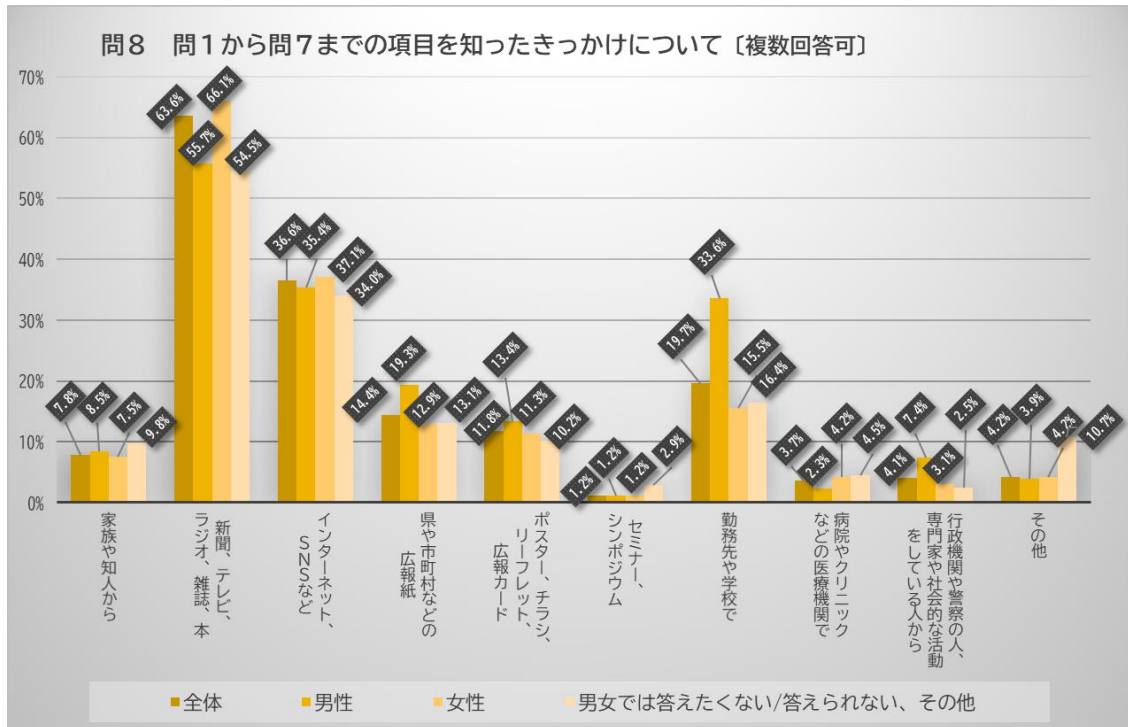
回答状況

(単位：人)

区分	県内居住				県外居住
	全体	うち男性	うち女性	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	
有効回答者	20,281	4,693	15,344	244	183
家族や知人から	1,573 (7.8%)	401 (8.5%)	1,148 (7.5%)	24 (9.8%)	15
新聞、テレビ、ラジオ、 雑誌、本	12,890 (63.6%)	2,612 (55.7%)	10,145 (66.1%)	133 (54.5%)	127
インターネット、 SNSなど	7,428 (36.6%)	1,660 (35.4%)	5,685 (37.1%)	83 (34.0%)	78
県や市町村などの広報紙	2,927 (14.4%)	908 (19.3%)	1,987 (12.9%)	32 (13.1%)	25
ポスター、チラシ、リーフレット、 広報カード	2,385 (11.8%)	630 (13.4%)	1,730 (11.3%)	25 (10.2%)	25
セミナー、シンポジウム	247 (1.2%)	58 (1.2%)	182 (1.2%)	7 (2.9%)	7
勤務先や学校で	3,991 (19.7%)	1,577 (33.6%)	2,374 (15.5%)	40 (16.4%)	44
病院やクリニック などの医療機関で	758 (3.7%)	107 (2.3%)	640 (4.2%)	11 (4.5%)	8
行政機関や警察の人、専門家や 社会的な活動をしている人から	822 (4.1%)	347 (7.4%)	469 (3.1%)	6 (2.5%)	10
その他	858 (4.2%)	184 (3.9%)	648 (4.2%)	26 (10.7%)	8

- 有効な回答を得た県内居住者が問1から問7までの質問項目のことを知ったり聞いたりしたきっかけとして答えた割合が比較的高かったものは、高い方から順に「新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、本」63.6% (男性55.7%、女性66.1%)、「パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話 (インターネット、SNSなど)」36.6% (男性35.4%、女性37.1%)、「勤務先や学校で」19.7% (男性33.6%、女性15.5%) などであった。その他の行政等による広報啓発の類では、「県や市町村などの広報紙」が14.4% (男性19.3%、女性12.9%)、「ポスター、チラシ、リーフレット、広報カード」が11.8% (男性13.4%、女性11.3%) と、一定程度の回答があった。

【図8】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問8の回答状況（県内居住者）



問9 問1から問7までの項目を広く知らせるための手法について

問9 問1から問7までの質問にあった項目はどれも、たくさんの人に知ってほしいことです。

あなたなら、これらの項目をたくさんの人に知ってもらうためには、どんな手法がいいと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

問1から問7までの質問にあった項目はどれも、一人ひとりのため、また、茨城県の社会全体のために、たくさんの人に知ってほしいことです。

あなたなら、これらの項目をたくさんの人に知ってもらうためには、あるいは、自分が情報を受け取るのだとしたら、どんな手法がいいと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

答えの選択肢

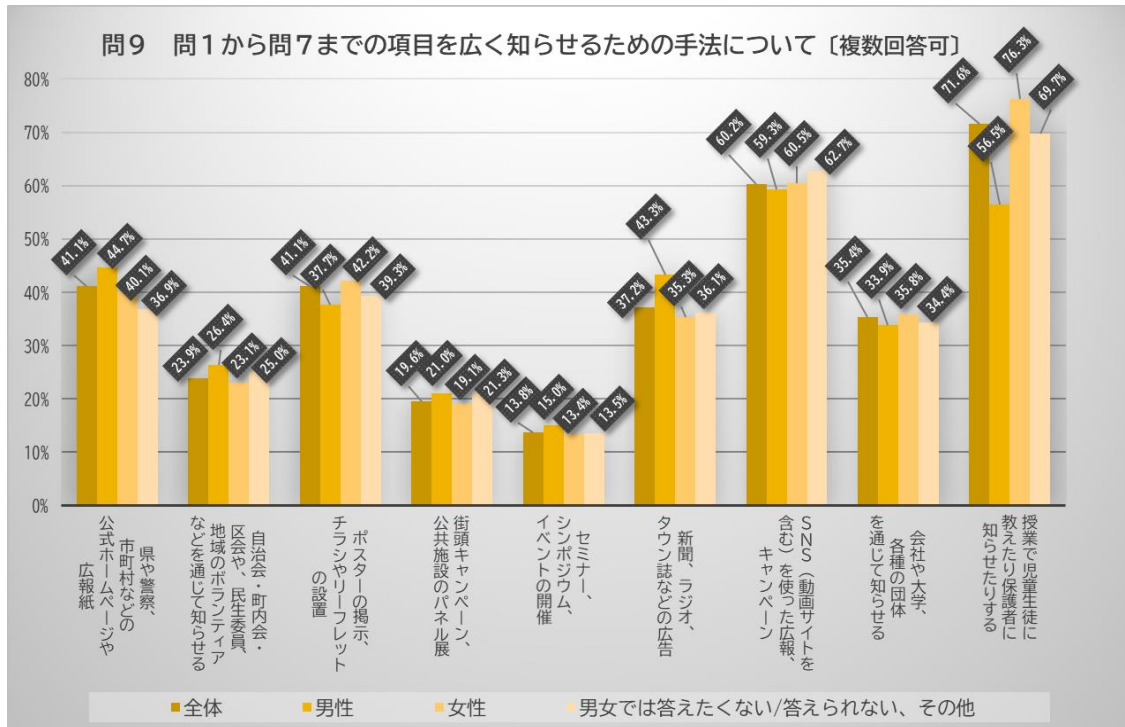
- ① 県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙
- ② 自治会・町内会・区会や、民生委員、地域のボランティアなどを通じて知らせる
- ③ ポスターの掲示、チラシやリーフレットの設置
- ④ 街頭キャンペーン、公共施設のパネル展
- ⑤ セミナー、シンポジウム、イベントの開催
- ⑥ 新聞、ラジオ、タウン誌などの広告
- ⑦ SNS（動画サイトを含む）を使った広報、キャンペーン
- ⑧ 会社や大学、各種の団体を通じて知らせる（社内報、研修など）
- ⑨ 学校で児童や生徒に教えたり、保護者に知らせたりする（各種の配布物を含む）

回答状況

(単位：人)

区分	県内居住				県外 居住
	全体	うち男性	うち女性	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	
有効回答者	2,0281	4,693	15,344	244	183
県や警察、市町村などの 公式ホームページや広報紙	8,343 (41.1%)	2,096 (44.7%)	6,157 (40.1%)	90 (36.9%)	78
自治会・町内会・区会や、民生委員、 地域のボランティアなどを通じて	4,850 (23.9%)	1,241 (26.4%)	3,548 (23.1%)	61 (25.0%)	48
ポスターの掲示、チラシ やリーフレットの設置	8,338 (41.1%)	1,770 (37.7%)	6,472 (42.2%)	96 (39.3%)	88
街頭キャンペーン、 公共施設のパネル展	3,970 (19.6%)	985 (21.0%)	2,933 (19.1%)	52 (21.3%)	40
セミナー、シンポジウム、 イベントの開催	2,798 (13.8%)	706 (15.0%)	2,059 (13.4%)	33 (13.5%)	22
新聞、ラジオ、タウン誌 などの広告	7,539 (37.2%)	2,033 (43.3%)	5,418 (35.3%)	88 (36.1%)	75
SNS(動画サイトを含む)を 使った広報、キャンペーン	12,211(60.2%)	2,781 (59.3%)	9,277 (60.5%)	153 (62.7%)	119
会社や大学、各種の団体 を通じて知らせる	7,170 (35.4%)	1,591 (33.9%)	5,495 (35.8%)	84 (34.4%)	80
授業で児童生徒に教えたり 保護者に知らせたりする	14,529(71.6%)	2,650 (56.5%)	11,709(76.3%)	170 (69.7%)	129

【図9】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問9の回答状況（県内居住者）



- 有効な回答を得た社会人（大学生・短期大学生を含む）県内居住者が問1から問7までの質問項目のことを広く知らせるために有効な手法として答えた割合が比較的高かったものは、高い方から順に「授業で児童生徒に教えたり保護者に知らせたりする」71.6%（男性56.5%、女性76.3%）、「SNS（動画サイトを含む）を使った広報、キャンペーン」60.2%（男性59.3%、女性60.5%）、「県や警察、市町村などの公式ホームページや広報紙」41.1%（男性44.7%、女性40.1%）、「ポスターの掲示、チラシやリーフレットの設置」41.1%（男性37.7%、女性42.2%）などであった。

問10 犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者に対する支援について

問10 これまでの質問をふまえ、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者になってしまった場合のことを考えてみましょう。

あなたなら、被害者として十分な支援を受けたり、おだやかな生活を取り戻したりするためには、どんな取り組みが必要だと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

【県ホームページ掲載の「全文版」質問文】

問1から問7までの質問をふまえ、あなた自身やあなたにとって身近なだれかが、犯罪の被害者やその家族、性暴力の被害者になってしまった場合のことを考えてみましょう。

あなたなら、被害者として十分な支援を受けたり、おだやかな生活を取り戻したりするためには、どんな取り組みが必要だと考えますか？ 当てはまると思うものをいくつでも選んでください。

答えの選択肢

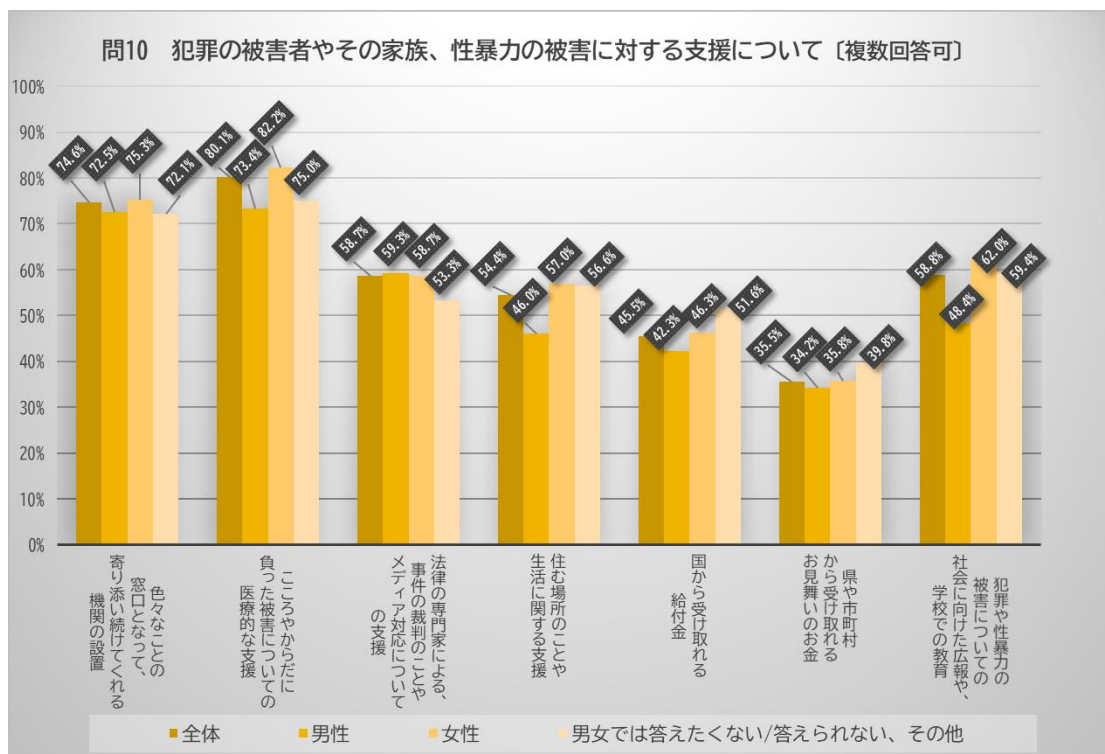
- ① 色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置
- ② ところやからだに負った被害についての医療的な支援
- ③ 法律の専門家による、事件の裁判のことやメディア対応についての支援
- ④ 住む場所のことや生活に関する支援
- ⑤ 国から受け取れる給付金
- ⑥ 県や市町村から受け取れるお見舞いのお金
- ⑦ 犯罪や性暴力の被害についての社会に向けた広報や、学校での教育

回答状況（社会人（大学生・短期大学生を含む））

（単位：人）

区分	県内居住				県外居住
	全体	うち男性	うち女性	うち男女では答えたくない/ 答えられない、その他	
有効回答者	20,281	4,693	15,344	244	183
色々なことの窓口となって、寄り添いつづけてくれる機関の設置	15,127 (74.6%)	3,403 (72.5%)	11,548 (75.3%)	176 (72.1%)	136
ところやからだに負った被害についての医療的な支援	16,235 (80.1%)	3,444 (73.4%)	12,608 (82.2%)	183 (75.0%)	148
法律の専門家による、事件の裁判のことやメディア対応についての支援	11,913 (58.7%)	2,781 (59.3%)	9,002 (58.7%)	130 (53.3%)	120
住む場所のことや生活に関する支援	11,042 (54.4%)	2,157 (46.0%)	8,747 (57.0%)	138 (56.6%)	114
国から受け取れる給付金	9,223 (45.5%)	1,986 (42.3%)	7,111 (46.3%)	126 (51.6%)	82
県や市町村から受け取れるお見舞いのお金	7,191 (35.5%)	1,603 (34.2%)	5,491 (35.8%)	97 (39.8%)	65
犯罪や性暴力の被害についての社会に向けた広報や学校での教育	11,923 (58.8%)	2,271 (48.4%)	9,507 (62.0%)	145 (59.4%)	104

【図10】社会人（大学生・短期大学生を含む）対象アンケート問10の回答状況（県内居住者）



- 有効な回答を得た県内居住者が必要な取り組みとして答えた割合が比較的高かったものは、高い方から順に「ころやからだに負った被害についての医療的な支援」80.1%（男性73.4%、女性82.2%）、「色々なことの窓口となって、寄り添い続けてくれる機関の設置」74.6%（男性72.5%、女性75.3%）、「犯罪や性暴力の被害についての社会に向けた広報や、学校での教育」58.8%（男性48.4%、女性62.0%）、「法律の専門家による、事件の裁判のことやメディア対応についての支援」58.7%（男性59.3%、女性58.7%）などであった。